

関市地域防災計画

令和6年3月修正

関市防災会議

目 次

<総則編>

第1章 計画策定方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画の基本方針	1
第4節 災害の範囲	2
第5節 計画の構成	2
第6節 計画書の使い方	2
第7節 計画の修正	3
第2章 計画の前提条件	3
第1節 市の概況	3
第2節 社会的条件	3
第3節 考慮すべき災害特性	6
第3章 市・関係機関の業務大綱及び市民・事業所等の役割	15
第1節 市・関係機関の業務大綱	15
第2節 市民・自主防災組織・事業所の役割	16
第4章 南海トラフ地震に関する対策	18
第1節 総則	18
第2節 関係者との連携協力の確保	18
第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	19
第4節 南海トラフ地震臨時情報の伝達等	19
第5節 活動体制	21
第6節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策	21
第7節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策	25
第8節 滞留旅客者対策	26
第9節 防災訓練	26
第10節 地震防災上必要な防災教育及び広報に関する対策	26
第5章 東海地震に関する事前対策	27
第1節 東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定	27
第2節 東海地震の警戒宣言に伴う対応	27
第3節 東海地震に関する情報の発表基準	27
第6章 放射性物質・原子力災害への対応	28
第1節 関市としての対応	28
第2節 対応内容	28
第7章 他地域での大規模災害への対応	28
第1節 関市としての対応	28
第2節 支援内容	28

<災害予防編>

第1章 安全で人にやさしいまちづくりの推進	30
第1節 防災上緊急に整備すべき施設等の整備 (市長公室・健康福祉部・産業経済部・基盤整備部・その他各部)	30
第2節 防災都市づくり (市長公室・産業経済部・基盤整備部)	31
第3節 公共施設の災害対応力の強化 (財務部・健康福祉部・市民環境部・協働推進部・産業経済部・基盤整備部)	32
第4節 文教関係施設等災害予防対策 (健康福祉部・協働推進部・教育委員会)	32
第5節 人的被害・物的被害の軽減・防止 (市長公室・財務部・市民環境部・協働推進部・産業経済部・基盤整備部・中濃消防組合)	33
第6節 要配慮者・避難行動要支援者の安全環境整備 (市長公室・健康福祉部・協働推進部・産業経済部)	34
第2章 非常時活動体制等に関する備えの充実	36
第1節 非常時活動体制の整備・強化 (市長公室・協働推進部・基盤整備部・中濃消防組合・その他各部)	36
第2節 防災資機材等の整備 (市長公室・中濃消防組合・その他各部)	38
第3節 緊急輸送の環境整備 (市長公室・基盤整備部)	38
第4節 地域防災力の向上 (市長公室・教育委員会・その他各部)	39
第5節 災害ボランティア受入れ体制の整備・強化 (健康福祉部・その他各部)	41
第6節 行政機関の業務継続体制の整備 (市長公室・その他各部)	42
第3章 救援・救助活動を適切に行うための備えの充実	42
第1節 救急・救助体制の整備・強化 (市長公室・中濃消防組合)	42
第2節 医療救護体制の整備・強化 (健康福祉部)	43
第3節 安全避難の環境整備 (市長公室・健康福祉部・協働推進部・教育委員会・基盤整備部)	43
第4節 生活救援対策の環境整備 (市長公室・健康福祉部・市民環境部・産業経済部・基盤整備部)	46
第5節 環境衛生対策の環境整備 (市民環境部・基盤整備部)	47
第6節 住宅対策の環境整備 (財務部・基盤整備部)	47
第7節 大規模停電対策 (市長公室・財務部・基盤整備部・その他各部)	48

<災害警戒・対策編>

第1章 活動体制の確保	50
第1節 初動対応 (本部連絡室)	50
第2節 組織運用 (本部連絡室)	50
第3節 対策要員の確保 (本部連絡室)	50
第4節 情報の収集・連絡 (各部局)	52
第5節 災害広報 (本部連絡室・協働推進部)	52
第6節 応援要請 (本部連絡室・常備消防部・その他各部)	53

第7節	相互協力（本部連絡室・議会部）	54
第8節	緊急輸送（市民環境部・常備消防部）	54
第9節	応急資機材等の調整・確保 （本部連絡室・健康福祉部・市民環境部・協働推進部・その他各部）	54
第10節	ボランティアの受入れ（健康福祉部・その他各部）	55
第2章	二次災害防止及び人的危険回避	55
第1節	火災対策（本部連絡室・常備消防部・非常備消防部）	55
第2節	水災対策（水防計画）（本部連絡室・協働推進部・基盤整備部・常備消防部・非常備消防部）	56
第3節	土砂災害対策（本部連絡室・協働推進部・基盤整備部・非常備消防部）	56
第4節	積雪災害対策（本部連絡室・協働推進部・基盤整備部）	56
第5節	危険物・有毒物等対策（本部連絡室・協働推進部・市民環境部・産業経済部・常備消防部）	57
第6節	放射性物質・原子力災害対策 （本部連絡室・健康福祉部・市民環境部・産業経済部・常備消防部）	57
第7節	救急・救助・行方不明者捜索 （本部連絡室・健康福祉部・市民環境部・協働推進部・常備消防部・非常備消防部）	57
第8節	緊急避難（本部連絡室・その他各部）	58
第9節	被災建築物等に対する安全対策（基盤整備部）	59
第3章	応急復旧及び都市機能早期回復	59
第1節	道路交通対策・交通規制（本部連絡室・基盤整備部）	59
第2節	道路・河川等障害物除去対策（産業経済部・基盤整備部）	60
第3節	ライフライン施設対策（本部連絡室・財務部・産業経済部・基盤整備部）	60
第4節	文教関係施設等対策（健康福祉部・協働推進部・教育部）	61
第5節	その他公共施設対策 （財務部・健康福祉部・協働推進部・産業経済部・基盤整備部・教育部）	61
第6節	防犯対策（本部連絡室）	62
第7節	防疫・保健衛生対策（健康福祉部・市民環境部）	62
第8節	遺体の検視・検案及び埋火葬（健康福祉部・市民環境部）	62
第9節	廃棄物等処理対策（健康福祉部・市民環境部）	62
第10節	大規模停電対策（市長公室・財務部・基盤整備部・その他各部）	63
第11節	その他の対策（市民環境部・産業経済部・基盤整備部）	64
第4章	被災者救援	64
第1節	医療救護対策（健康福祉部）	64
第2節	要配慮者の救援対策（健康福祉部）	65
第3節	避難所開設・運営（協働推進部・健康福祉部・市民環境部・教育部）	65
第4節	生活救援対策 （本部連絡室・財務部・健康福祉部・市民環境部・産業経済部・基盤整備部・教育部）	66
第5節	住宅対策（財務部・健康福祉部・産業経済部・基盤整備部）	68
第6節	愛玩動物等対策（市民環境部・教育部）	69

第7節 帰宅困難者対策（教育部・産業経済部）	69
第8節 被災者に対する救助の程度、方法及び期間等	69

<災害復旧・復興編>

第1章 被災者生活再建	71
第1節 生活確保対策（本部連絡室・財務部・健康福祉部・市民環境部・産業経済部）	71
第2節 住宅復旧（財務部・基盤整備部）	72
第3節 産業復旧（産業経済部）	72
第2章 市の復旧	73
第1節 公共施設の災害復旧（財務部・その他各部）	73
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成（財務部）	73
第3章 復興計画	73
第1節 災害復興計画の策定（本部連絡室・基盤整備部）	73

総則編

第1章 計画策定方針

第1節 計画の目的

この計画は、市、関係機関及び市民が協働して、災害予防、災害警戒・対策及び災害復旧対策までを適切に実施することにより、市民、来訪者の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限化し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とします。

第2節 計画の位置付け

この計画は、災害対策基本法第42条及び関市防災会議に関する条例第2条の規定に基づき、関市防災会議が作成したものであり、水防法第33条の規定に基づく水防計画も含んでいます。

また、国の防災基本計画、各指定地方行政機関等が作成する防災業務計画、岐阜県地域防災計画と整合を図っています。

第3節 計画の基本方針

この計画は、市の処理すべき事務又は業務を中心として、関係機関の分担すべき事務又は業務、市民や事業所の責務を含めた総合的な防災計画です。

- 想定される救援・救助を要する事態や被災者の要望に対し、市の役割分担、連携・協力に関する基本指針を示したものとします。
- 災害時の混乱した状況のなかで、自ら身の安全を守ることが困難な要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人）に対する優先的な救援・救助対策や特殊な配慮を必要とする対策内容を示したものとします。
- 次の第4節に定める災害対応を対象とし、各災害の被害想定については明確に定めず、大規模な災害が生じた場合でも十分に対応できるよう余裕をもったものとします。
- この計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえ、目標11「住み続けられるまちづくりを」及び13「気候変動に具体的な対策を」を目指した取組を推進します。

第4節 災害の範囲

この計画では、以下の災害を対象とします。

- 異常気象災害（洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ、降・積雪等による災害）
- 地震災害
- 放射性物質・原子力災害 ■突発的事故災害等（航空機事故、鉄道事故、道路事故、大規模工場等火災・爆発事故、大規模林野火災、新型インフルエンザ、集団食中毒など）

第5節 計画の構成

この計画は、以下の構成とします。

■関市地域防災計画（本編）

- ①総則編
- ②災害予防編
- ③災害警戒・対策編
- ④災害復旧・復興編
- ⑤原子力災害編（別冊）

■関市地域防災計画（資料集）

- ①はじめに
- ②災害対応マニュアル編
- ③資料編
- ④様式編

第6節 計画書の使い方

この計画は、職員だけでなく、市民も計画書の読者として想定し、策定しています。そのため、本編の掲載内容はできるだけ簡潔かつわかりやすい表現とし、具体的な対応内容や基準などは資料編にまとめました。

市民の方々には、この計画書をとおして、災害に対する備えや警戒・対策時の活動の仕組みに対して理解が深まることを期待しています。

また職員は、災害時において緊急かつ迅速な対応ができるように、多岐にわたる災害対応の内容や全体像を把握しなければなりません。個別の活動内容については、資料編を併せて参照するものとします。

第7節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国の防災基本計画、岐阜県地域防災計画が修正された場合、また、市の組織変更や社会的条件に大きな変化のある場合等に必要な修正を行います。

第2章 計画の前提条件

第1節 市の概況

【位置・面積】

市は、岐阜県のほぼ中央部中濃地方に位置し、面積は472.33km²となっています。県庁所在地である岐阜市の中心部へは約20km、中部経済圏の中心である名古屋市中心部へは約35kmの圏内に位置しています。

◇市の位置・面積等 資料集 資料編 S8-01-01

【地形・地勢】

市域はV字型の形状をしています。西側は、洞戸、板取、武芸川地域の板取川・武儀川流域3地域、東側は、関、武儀、上之保地域の津保川流域3地域からなります。これらの河川は、いずれも長良川に合流し、南流しています。

地形は、中部から北部にかけて山地が広がり、南部には広い範囲を段丘及び長良川沿いの低地が占めています。全般に北部が高く、南に向かって次第に高度が低下する地勢となっています。

【気象】

南部から東部にかけては太平洋側の気候に属し、温暖多湿の温かな気候です。北西部は山間地となり内陸性の気候区にまたがる地域で、降水量も年間2,500mmを超え、県の中でも多雨地域となっています。また、北西部の洞戸、板取地域は、豪雪地帯に指定されています。

第2節 社会的条件

【人口】

人口は、令和6年1月1日現在で84,819人となっており、平成17年をピークに減少傾向が続いています。

【交通】

(1) 道路

- ①広域基幹道路網は、市南部の関地域をほぼ南北に走る東海北陸自動車道及び東西に走る東海環状自動車道が整備されており、南は岐阜・名古屋方面、北は飛騨地方、東は東濃地方、豊田市方面

<総則編>

へと接続しています。

- ②広域的な幹線道路としては、東海北陸自動車道に並行する国道156号、東西を横断する国道248号及び国道418号、洞戸・板取地域を南北に縦断する国道256号が整備されています。この他、武儀・上之保地域へは、県道58号関金山線、県道63号美濃加茂和良線により他の地域と結節しています。

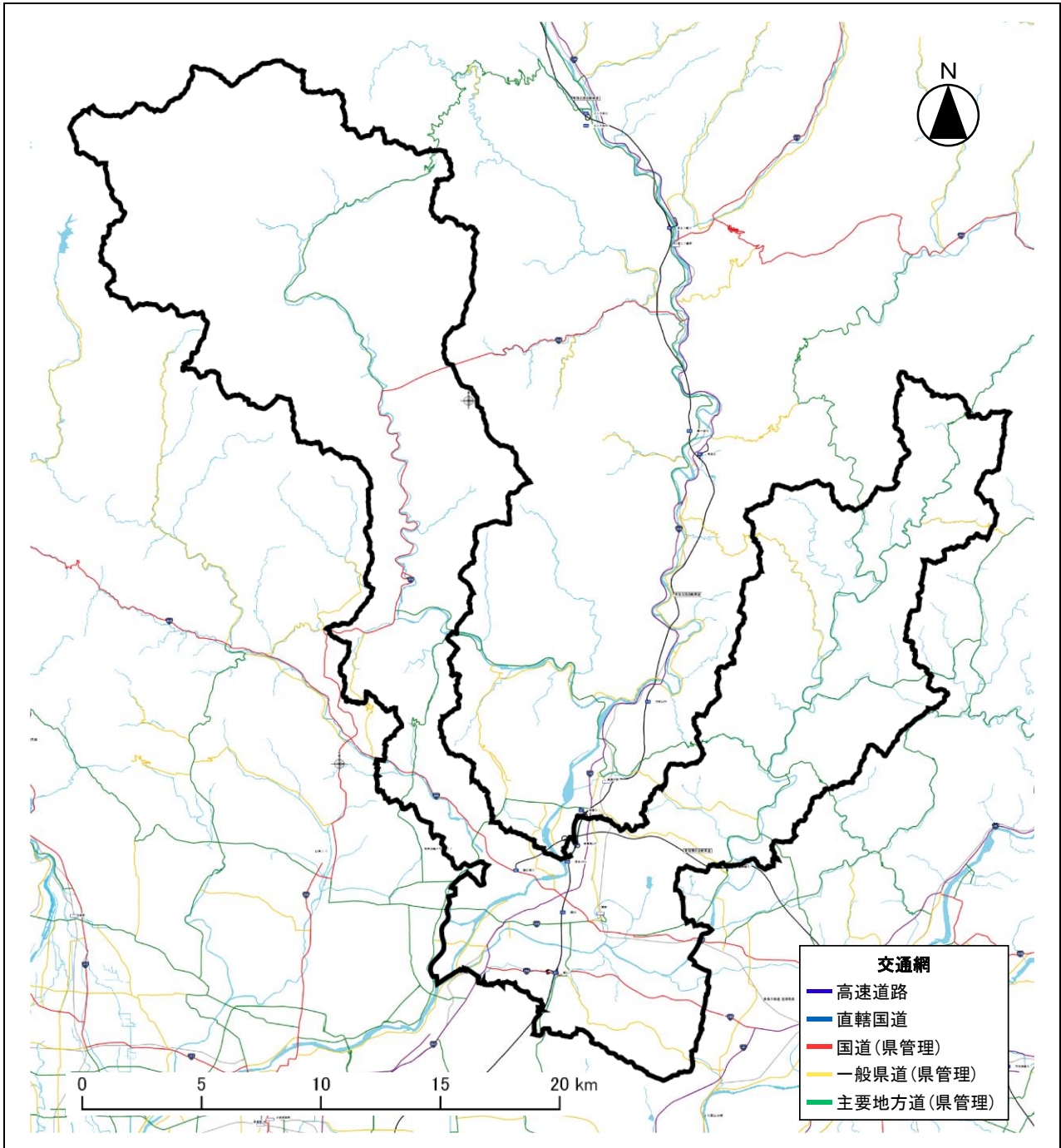
(2) 鉄道

- ①美濃加茂市と郡上市を結ぶ第三セクターの長良川鉄道が運行されています。

(3) バス

- ①市内全域で巡回バスが運行されています。
- ②岐阜市及び各務原市方面へは、岐阜乗合自動車(株)の路線バス、名古屋方面へは、高速バスが運行されています。

関市全域図



資料：県域統合型GISぎふ（令和6年1月1日現在）

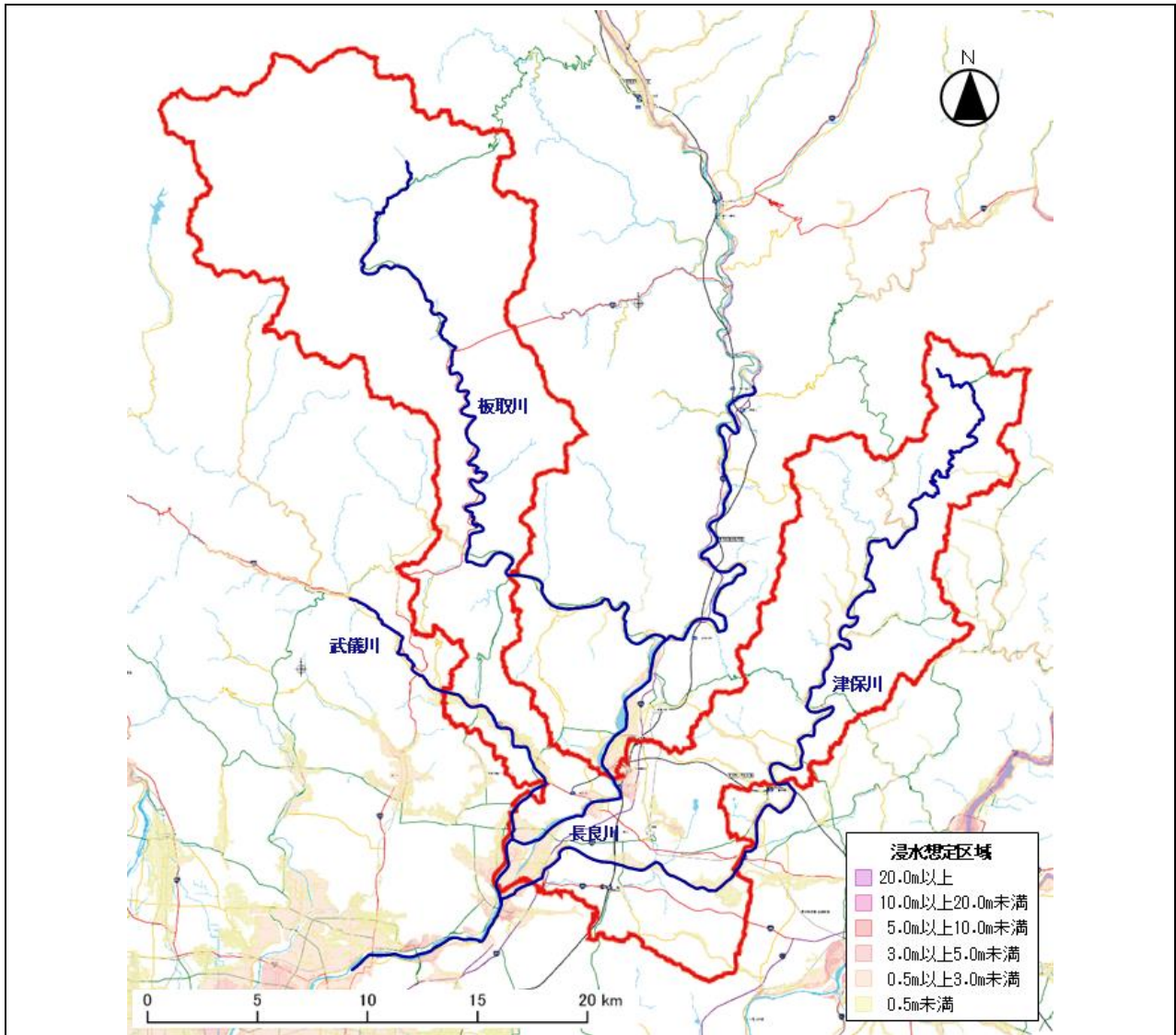
第3節 考慮すべき災害特性

◇市の災害履歴 資料集 資料編 S8-01-02

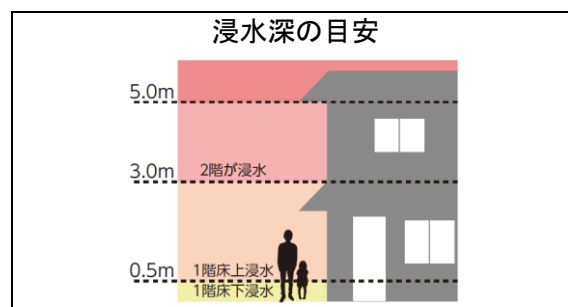
【風水害】

市は、木曾川水系長良川流域に属し、この支川が関地域付近で合流します。このため、ひとたび水害が発生すると大きな被害を受けやすい地形となっており、長良川本川のほか、津保川、武儀川、板取川などで氾濫による被害が多く発生しています。

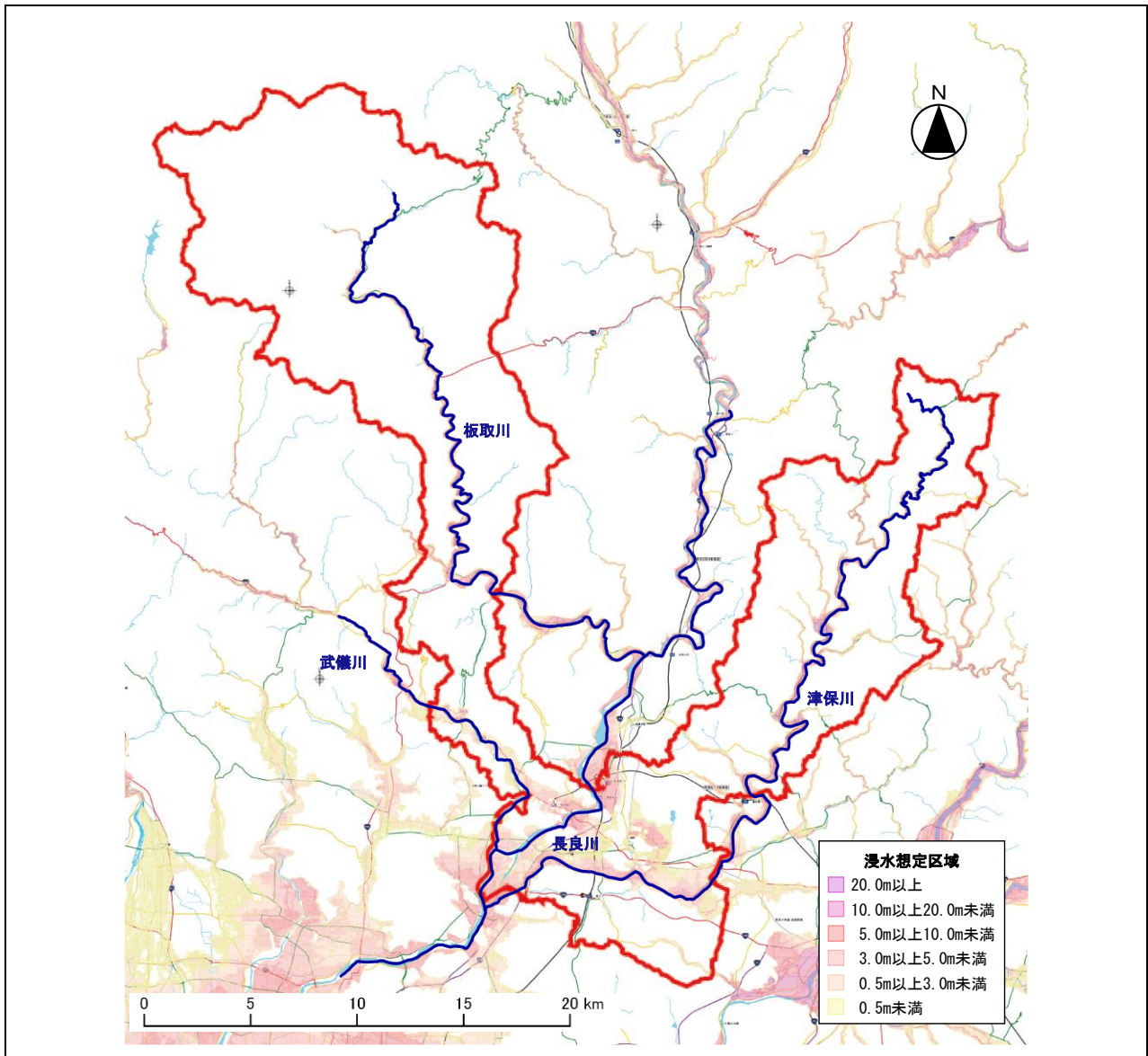
洪水浸水想定区域 (L1)



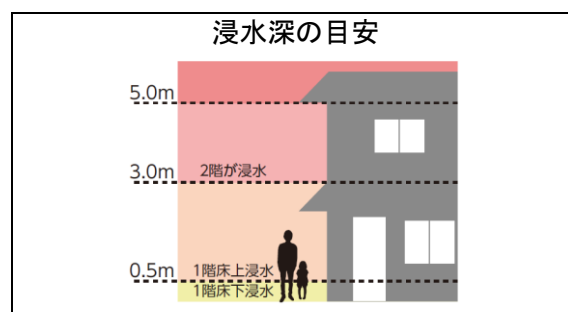
資料：県域統合型GISぎふ（令和6年1月1日現在）



洪水浸水想定区域 (L2)



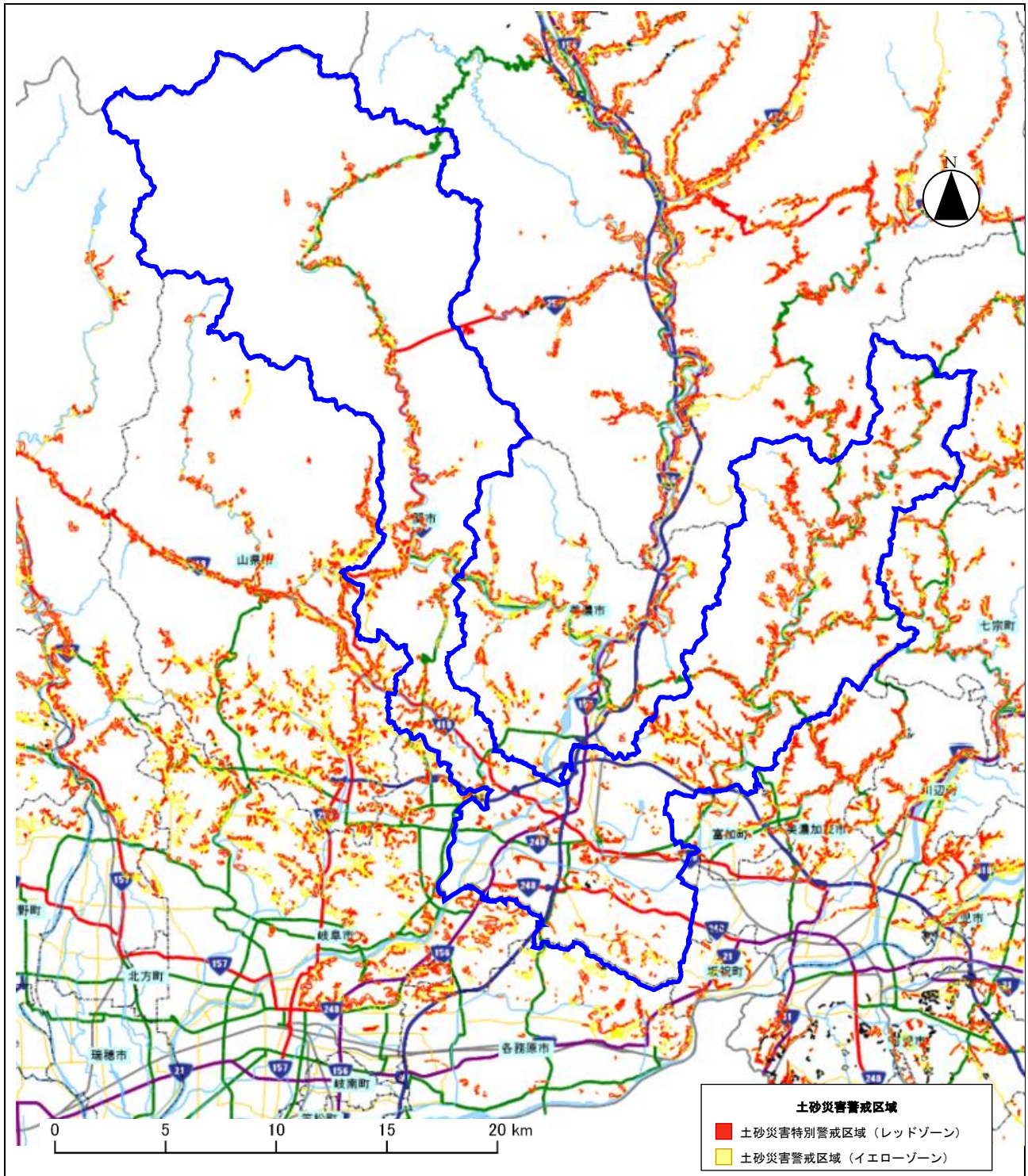
資料：県域統合型GISぎふ（令和6年1月1日現在）



【土砂災害】

市の中部以北の山地は全般に急斜面が多く、起伏の大きな壮年期山地となっています。このため、急斜面部では、斜面崩壊が発生しやすい状況にあります。過去にも、台風や集中豪雨などの雨による地盤のゆるみなどにより、山地斜面が崩壊するなどの土砂災害が発生しています。

土砂災害警戒区域



資料：県域統合型GISぎふ（令和6年1月1日現在）

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域とは（※）

<p>土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン） 関市内に1310箇所</p> <p>土砂災害の恐れがある区域</p> <p>警戒避難体制の整備</p> <p>土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や、避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。</p> <p>・市町村地域防災計画への記載 ・要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制 ・土砂災害ハザードマップによる周知の徹底 ・宅地建物取引における措置</p>	<p>土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン） 関市内に1250箇所</p> <p>建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域</p> <p>建築物の構造規制</p> <p>土砂災害に耐えることができる構造かどうか、建築確認が実施されます。</p> <p>× 特定の開発行為に対する許可制</p> <p>住宅地分譲、社会福祉施設、学校、医療機関などの開発行為を行う場合、都道府県の許可が必要になります。</p> <p>移転勧告及びそれに伴う支援</p> <p>著しい損壊が生じる恐れのある建築物の所有者に、都道府県知事による移転等の勧告が図られます。</p>
---	--

※土砂災害（特別）警戒区域の箇所数については、令和6年3月31日現在、岐阜県により指定されている箇所数を計上しています。

がけ崩れとは...
雨や地震などの影響で地盤がゆるみ、突然斜面が崩れ落ちる現象です。

突発的に瞬時に発生するため、逃げ遅れの危険の高い災害です。

土石流とは...
山や川を構成する土砂が、大雨などにより発生した大量の水と一緒に激しく押し流される現象です。

破壊力が大きく、速度も非常に速いため、人家や田畑を一瞬のうちに壊滅させてしまいます。

山腹崩壊危険地区 …関市内に101箇所（岐阜県治山課）

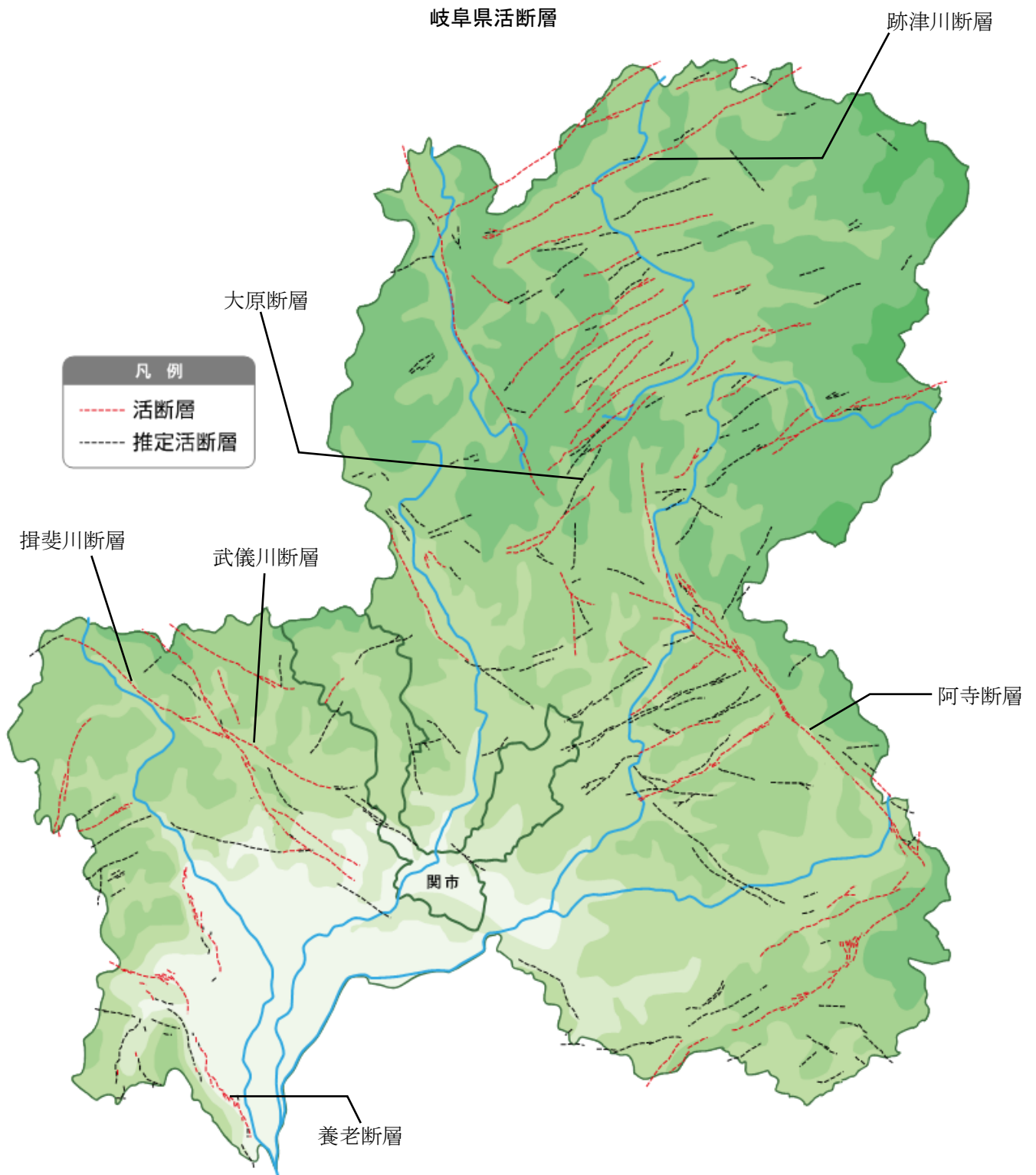
地形・地質・林況から判断して、山腹崩壊(がけ崩れ等)により人家、公共施設等に被害を与えるおそれのある地区

崩壊土砂流出危険地区 …関市内に205箇所（岐阜県治山課）

地形・地質・林況から判断して、山腹崩壊による土石流により、人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある地区

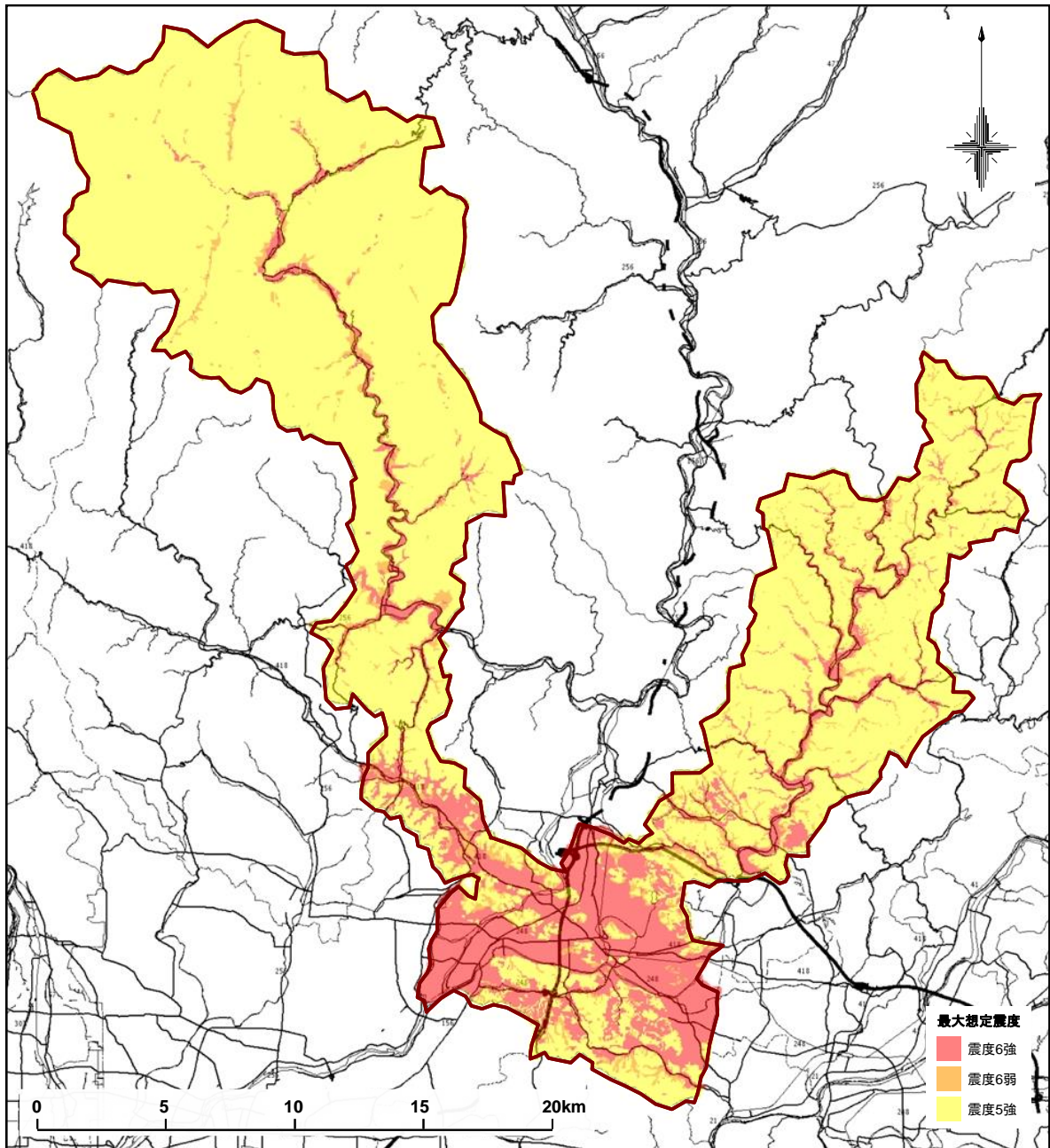
【地震災害】

岐阜県は全国的に見ても活断層の分布が非常に多く、市周辺にも揖斐川断層や武儀川断層、阿寺断層といった活断層が存在します。これらの活断層の活動による内陸直下型地震のほか、南海トラフ地震といった海溝型地震も近いうちに発生する可能性が高いといわれています。



(「1:25,000 岐阜県活断層図」縮小版をもとに作成)

最大想定震度



※東海・東南海複合型地震、阿寺断層系の地震、直下型の地震の想定震度を重ね合わせ、最大となる震度を表示しています。

資料：県域統合型GISぎふ（令和6年1月1日現在）

震度階級のめやす

震度6強

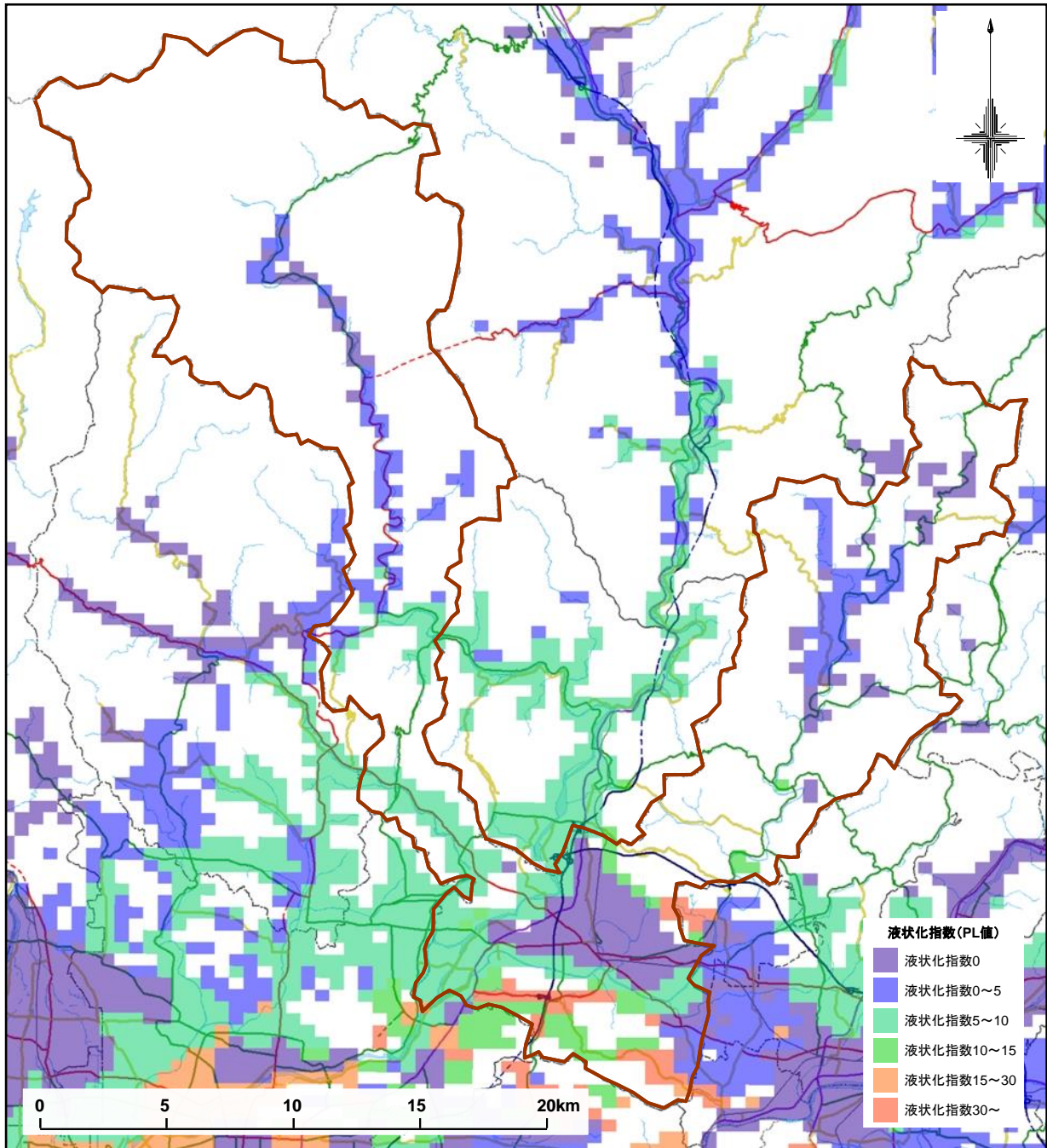
震度6弱

震度5強

人間	立っていることができず、這わないと動くことができない。	立っていることが困難になる。	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。
屋内	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸がはずれて飛ぶことがある。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。
屋外	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	かなりの建物で壁やタイルや窓ガラスが破損落下する。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。

資料：気象庁「震度階級関連解説表」

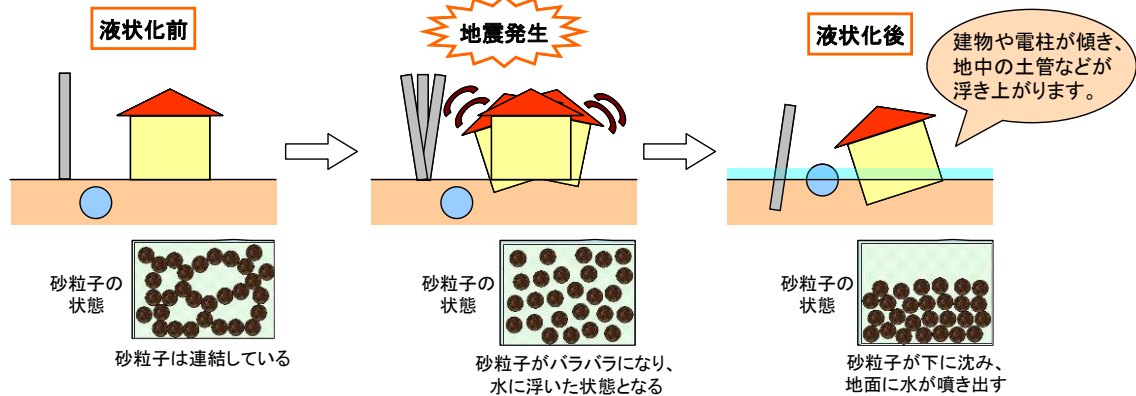
液状化指数



※東海・東南海複合型地震が発生した場合を想定

資料：県域統合型GISぎふ（令和6年1月1日現在）

液状化現象とは…地震などの振動により、地盤が液体状になる現象です。

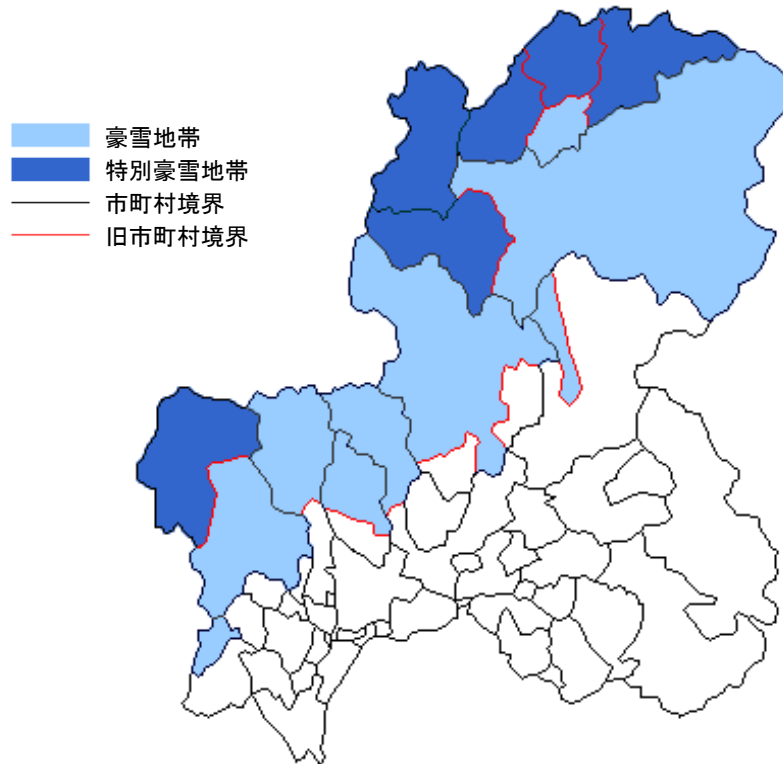


資料：北陸地方整備局 新潟地震対策連絡会「液状化現象とは」

【その他の災害】

関市洞戸の一部、板取地域は、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯として指定されており、しばしば豪雪災害による被害が発生しています。

豪雪地帯及び特別豪雪地帯指定図

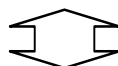


第3章 市・関係機関の業務大綱及び市民・事業所等の役割

第1節 市・関係機関の業務大綱

災害予防、災害警戒・対策及び災害復旧対策は、市を中心として、以下に示す関係機関と連携・協力して実施します。

関 市



連携・協力

消防機関	中濃消防組合，関市消防団
県の機関	美濃土木事務所，中濃県事務所，中濃農林事務所，中濃建築事務所，関警察署，関保健所
指定地方行政機関	東海財務局岐阜財務事務所，東海農政局岐阜県拠点， 気象庁（岐阜地方气象台）， 中部地方整備局岐阜国道事務所・木曾川上流河川事務所， 東海総合通信局
自衛隊	陸上自衛隊第35普通科連隊(守山)，航空自衛隊(岐阜基地)
指定公共機関	西日本電信電話(株)岐阜支店，NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ，KDDI(株)，ソフトバンク(株)， 楽天モバイル(株)，日本赤十字社岐阜県支部， 中部電力(株)岐阜支店，中部電力パワーグリッド(株)多治見支社，日本 放送協会岐阜放送局，日本郵便(株)東海支社関郵便局，東邦ガスネット ワーク株式会社広域導管部北部地域センター岐阜事業所
指定地方公共機関	(一社)岐阜県エルピーガス協会武儀支部 日本水道協会岐阜県支部，日本下水道協会岐阜県支部
公共的団体等	武儀医師会，関歯科医師会，関薬剤師会， 岐阜県医薬品小売商業組合関支部，関市社会福祉協議会， 関市建設業災害対策協議会，関建築工業会， 関市管工事協同組合，関区電気工事業工業組合， 関アマチュア無線連絡協議会，シーシーエヌ(株)， (公社)岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会，関工業団地協同組合， 関自動車整備協業組合，中濃森林組合， 岐阜医療科学大学，中部学院大学

第2節 市民・自主防災組織・事業所の役割

近年は、毎年のようにどこかで大災害が起こっていることや、平成30年7月豪雨災害を経験したことで市民の防災意識が高まっています。そのため、市や防災機関（公助）は、防災・減災意識の向上のための市民、自主防災組織、企業の自主的な防災活動を支援していくことが求められます。

しかし、災害時には、災害応急対策を市や防災関係機関（公助）だけで担うのは限界があります。そのため、救急・救助・消火や避難等の応急活動については、市民や自主防災組織、事業所の自主的行動が不可欠となります。

市民は、「自分の命は自分で守る」（自助）を基本に、自分自身や大切な家族の命を守るため、災害が起きる前の安全なうちに避難を完了する「早期避難」の重要性を理解し、これを原則として事前に自分の家の危険性を把握します。また、どのような情報によって、いつまでに、どこに、誰と、避難を完了するかを考えておくことや、孤立しても生き延びられるように家の耐震や食料や電源を確保しておくなど、普段から準備をしておくことが重要です。次に、自主防災組織は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」（共助）を基本に、普段から人とのつながりを大切にした地域づくりと、避難時の行動、資機材の確保、防災訓練等によって災害に備える活動を積極的に進めることが重要です。

※大規模災害（特に地震災害）において、発生当日における活動の割合

『自助：共助：公助＝7:2:1』

【市民の役割】

- ①自らの命と家族の身を守る自助の行動
- ②普段から安全な避難行動について考え、避難行動の計画を策定（災害・避難カードの作成など）
- ③自主防災組織への積極的参加
- ④災害に備え、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、非常電源等の備蓄
- ⑤自動車へのこまめな満タン給油
- ⑥住宅の耐震補強や家具の転倒防止措置の実施
- ⑦災害情報の積極的な入手（戸別受信機の設置、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用した情報の入手、あんしんメールの登録、近所への情報伝達など）
- ⑧防災活動への積極的関与
- ⑨防災力の向上（地域住民及び事業者は、協働して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者、障がい者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進）に努める
- ⑩避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）を排除して、適切な避難行動をとる
- ⑪指定緊急避難場所、安全な場所にある親戚・知人宅、ホテル・旅館等や避難経路等の確認

【自主防災組織の役割】

- ①災害情報の収集・伝達・避難誘導
- ②警戒・応急活動への協力
- ③災害時における情報伝達の協力

- ④地域ごとの安全な避難場所やルールなどについて話し合うなど、避難体制の計画策定及び避難訓練の実施
- ⑤事前の防災体制や被災時の協力体制をまとめた「地区防災計画」（自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として関市地域防災計画に提案するなど）の策定
- ⑥災害時要支援者の救助・避難支援方法等の協力体制の確立
- ⑦災害時に必要となる資機材の確保
- ⑧地域の特徴に合った防災訓練の実施と継続
- ⑨市と連携した防災活動の実施
- ⑩災害凶上訓練及び防災講習等による防災知識・防災伝承の実施

事業所は、災害時に従業員や利用者への安全確保を第一に二次被害を防止し、普段から、災害に備えて資機材や食料などを備蓄することが重要です。日頃から行政との連携体制を構築し災害時には事業所の被害状況を迅速かつ適切に伝えることや、市民の避難所として協力するなど、地域貢献体制の検討も大切です。

【事業所の役割】

- ①災害時の従業員・利用者の安全確保
- ②所有する施設の安全確保及び二次被害の防止
- ③豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況にあるときは、従業員等に不要不急の外出を控えさせるよう適切な措置を実施（テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など）
- ④災害に備えた物資の備蓄
- ⑤地域の防災活動や警戒・応急対策への協力
- ⑥防災訓練や従業員に対する防災教育の実施
- ⑦災害対策の一環として、災害によって被害を受けた場合でも重要な事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定、またそれに係る防災・減災対策の計画
- ⑧市の災害対策本部への情報提供と情報の共有により、早期の災害復旧復興活動への協力（人材、資機材、避難所等の協力）
- ⑨防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進

第4章 南海トラフ地震に関する対策

第1節 総則

第1項 南海トラフ地震に関する対策の意義

「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に対する防災体制の推進を図ることを目的としています。

また、気象庁は、平成29年11月から南海トラフで異常な現象を観測した場合に、「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）を発表することとしました。（令和元年5月31日から本格運用を開始）これを受け、国は「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」、県は「南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針」を策定しました。そこで、市は、南海トラフ地震臨時情報発表時の市民の避難や防災教育等により、南海トラフ地震による人的・物的被害の軽減につなげるよう取り組むこととします。

第2項 南海トラフ地震に関する対策の性質

- 1 「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、市及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定めます。
- 2 「南海トラフ地震に関する対策」中、推進地域に係る部分については、南海トラフ法第6条の規定に基づく推進計画とします。

第3項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務

市を中心として、総則編第3章第1節に示した関係機関と連携・協力して実施します。また、日頃から連携を密にするため情報交換等を行います。

第2節 関係者との連携協力の確保

第1項 資機材、人員等の配備手配

（1）物資等の調達手配

市は、必要な物資、資機材の確保状況を把握し、物資等が不足する場合には、岐阜県、近隣市町村又は災害時応援協定を締結している自治体や民間事業者等に対し物資等の供給の要請を行います。

（2）人員の確保

市は、人員の配備状況を把握し、人員に不足が生じる場合には、部署を超えて支援体制を執ることとします。また、災害対策を実施するための人員が不足し、緊急に必要であると認められるときは、従事命令又は協力命令を発し、人員の確保を図ります。

第2項 他機関等に関する応援要請

市内の災害状況を把握し必要な支援等を協議したうえで、必要に応じて災害協定を締結した協定先に支援を要請します。

第3項 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動継続時間も長くなることが予測されるため、長周期地震動が構造物に及ぼす影響について、市は県と連携を図りつつ、その対策について充実させます。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第1項 方針

南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難所、救助活動のための拠点施設その他消防用施設をはじめ、緊急輸送経路、通信施設等各種防災関係施設について、関連事業と整合性をはかり、早急に整備します。

第2項 実施内容

施設等の整備にあっては、建築物、構造物の耐震性を考慮し整備します。また、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相互の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮します。

第4節 南海トラフ地震臨時情報の伝達等

第1項 南海トラフ地震臨時情報の発表

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁から発表されます。

第2項 南海トラフ地震臨時情報の種類

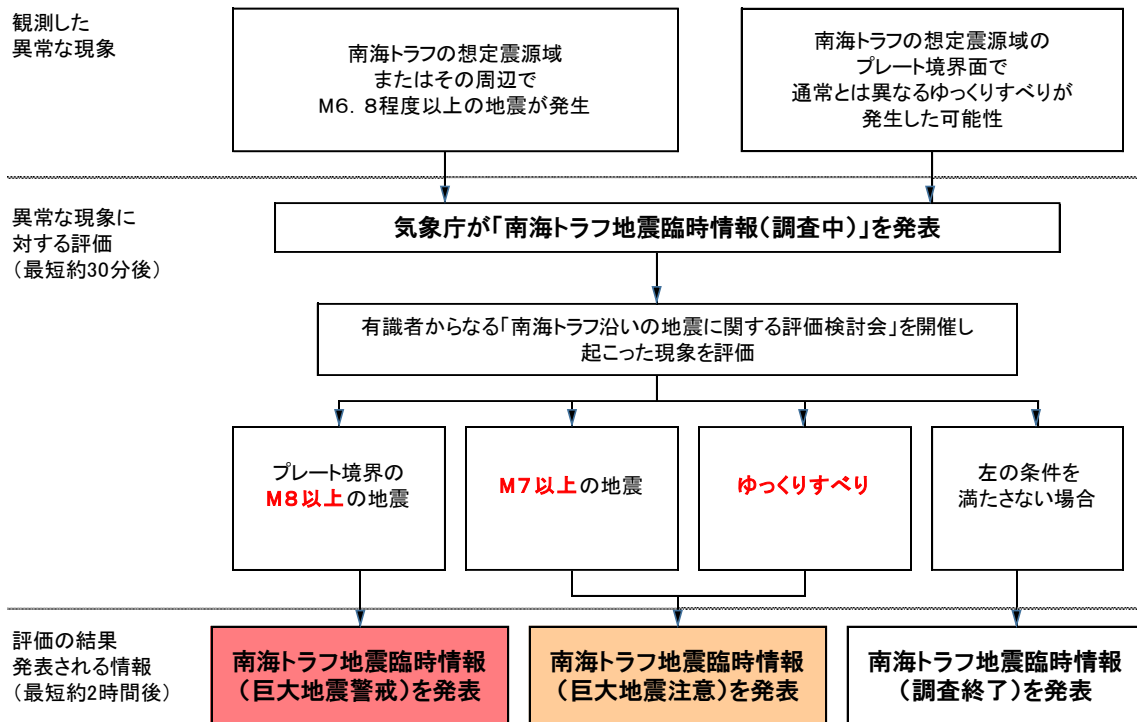
南海トラフ地震臨時情報は、発表の条件によって南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）そして南海トラフ地震臨時情報（調査終了）に分類されます。南海トラフ地震臨時情報（調査中）は、観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合の情報で、観測した異常な現象から最短で約30分後に発表されます。次に、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」が開催され、起こった現象を評価し、最短で約2時間後に南海トラフ地震臨時情報の「巨大地震警戒」「巨大地震注意」及び「調査終了」のいずれかの情報が気象庁より発表されます。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）は、巨大地震の発生に警戒が必要な場合の情報で、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、マグニチュード8.0以上の地震が発生したと評

<総則編>

価された場合に発表されます。次に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）は、巨大地震の発生に注意が必要な場合の情報で、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、マグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価された場合に発表されます。最後に、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）は、南海トラフ地震臨時情報の「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合に発表されます。

◇異常な現象を観測した場合の情報発表の流れ



第3項 市民への情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報は、国から都道府県へ伝達され、都道府県から各市町村に伝達されます。関市危機管理課は、岐阜県からの情報を受け取った後、直ちに情報の種類ごとに体制を整備して情報を収集、共有し、関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始します。また、市民に対しては、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、あんしんメールで伝達するほか、市ホームページへの掲載、自治会長への電話連絡等により情報を伝達します。

第5節 活動体制

第1項 防災対応の基本的な考え方

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の市民の防災対応は、日常生活を行いつつ、日頃から地震への備えを再確認するなど、個々の状況に応じて、一定期間できるだけ安全な行動をとることを基本とします。

■日頃からの地震への備えの再確認の例

- ①避難場所、避難経路の確認
- ②家族との安否確認手段の確認
- ③家具の固定の確認
- ④非常持出品の確認 など

■できるだけ安全な行動の例

- ①事前の避難を行う
- ②高いところに物を置かない
- ③屋内のできるだけ安全な場所で生活する
- ④すぐに避難できる準備を行う
- ⑤危険なところでできるだけ近づかない など

第6節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策

第1項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、岐阜県から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を受け取った時は、直ちに災害対策本部を設置して情報を収集、共有し、関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始します。また、市民に対しては、防災行政無線、あんしんメール等で伝達するほか、市ホームページへの掲載、自治会長への電話連絡等により情報を伝達します。

第2項 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表によって、避難等の防災対策を準備し開始することになりますが、市民が事前の避難を行う期間は、最初の地震発生後、原則1週間とします。また、その後の状況によって約1週間は、地震の発生の可能性に十分注意しながら通常の生活を送ることになります。

第3項 市民の避難対策等

（1）災害のリスク

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、事前の避難を検討すべき災害リスクは、

<総則編>

以下のとおりとします。

- ①急傾斜地等における土砂災害
- ②耐震性の不足する住宅の倒壊

(2) 急傾斜地等における土砂災害に備えた市民の避難

土砂災害のリスクのある地域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。）に居住する市民に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけます。

そのうえで、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」を基本とし、当該地域に居住する市民に対しては事前の避難を促すこととします。

また、自力で暮らすことが困難な入居者がいる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者は、土砂災害や水害が発生するおそれがある場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、訓練を実施するとともに、訓練結果を市へ報告するものとします。報告を受けた市は訓練内容に係る助言・勧告を行うことができるものとします。

(3) 耐震性の不足する住宅の倒壊に備えた避難

耐震性の不足する住宅に居住する市民に対し、事前の避難行動をとるよう呼びかけます。

(4) 市民の事前避難場所

○避難先の基本的な考え方

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の市民の避難先については、できるだけ安全な知人宅や親類宅への避難を促すことを原則とします。

それが難しい市民に対しては、市が避難場所を確保します。

また、市民は市が確保した避難場所に避難する場合は、各自で食料、飲料水、毛布等をはじめ避難時に必要となる物資を持ち込むとともに、事前避難期間中は、各自で必要な物資を調達するものとします。

○市が開設する避難所の選定

市が避難所として開設する施設は、土砂災害防止法に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の外にある小・中学校、ふれあいセンター及び生涯学習センターとし、各々の施設管理者に確認し開設することとします。やむを得ず土砂災害警戒区域に建物の一部がかかる施設を選定する場合は、建物の2階以上に避難することや山の斜面側に滞在しないことを避難者に示したうえで避難するなど、災害リスクの軽減措置を講じることとします。

また、介護や在宅療養など特に配慮が必要な市民については、受入れ体制の未整備等から避難をためらわないよう福祉避難所を確保することとします。

○避難者の受入れ人数の把握

避難所で受入れが可能な人数は、事前の避難を促す地域の対象人数や自主避難する市民の人数を参考に推計します。

また、介護や在宅療養など特に配慮が必要な市民については、福祉避難所など健常者とは異なる避難所の確保が必要になるため、健常者と分けて人数を把握することとします。さらに、宿泊者、滞留旅客者等については、あらかじめ関係機関と帰宅方法等を検討するものとし、必要に応じて帰宅の困難な見込み人数を加え避難計画を検討することとします。

第4項 関係機関のとりべき措置

(1) 消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防署及び消防団が出火及び混乱防止、円滑な避難の確保等に関して、次の事項を重点として措置を講ずるものとします。

- ①土砂災害情報等の情報の的確な収集及び伝達
- ②事前避難対象地域における市民の避難誘導、避難路の確保

(2) 警備対策

岐阜県警は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止に関して、次の事項を重点として措置を講ずるものとします。

- ①正確な情報の収集及び伝達
- ②不法事案等の予防及び取締り
- ③地域防犯団体、警備事業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(3) 水道

市は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠です。このため、市は必要な飲料水を供給する体制を確保するものとします。

水道事業者は、発災後の上水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備え緊急貯水が必要であることから、飲料水の供給を継続するため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持するものとします。

(4) 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠です。このため、電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとします。

<総則編>

(5) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとします。このため、ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとします。

(6) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠です。このため、電気通信事業者は、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置を講じるものとします。

(7) 放送

放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠です。このため、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めることとします。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の確保を行うものとします。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の市民に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止、後発地震に備えた被害軽減のための取組など、市民が防災行動をとるために必要な情報の提供に努めるものとします。また、推進地域外の市民に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとします。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送の活用にも努めるものとします。

(8) 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行のための必要な体制を確保するものとします。

(9) 道路

市は、道路管理者と連携の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報収集に努め、その情報を市民に提供するものとします。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の通行は、極力抑制するようにするものとし、周知について対策を講じるものとします。

(10) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に考慮しつつ、運行するために必要な体制を確保するものとします。

なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとします。

(11) 市が管理する道路、河川その他の施設に関する対策

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において道路管理上の安全対策を講じるものとします。この場合において、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとします。

また、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生時における災害応急対策の機能を果たすため、必要な措置を講じるものとします。この場合において、非常用電源装置の準備、飲料水の準備、コンピューター・システム等重要資材の点検その他所要の措置を講じるための体制について、推進計画に明示するものとします。

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保の遂行のための必要な体制を確保するものとします。

第7節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策

第1項 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表によって、約1週間は、地震の発生の可能性に十分注意しながら通常的生活を送ることになります。

第2項 市のとるべき措置

(1) 情報の伝達

市は、県から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を受け取った後、直ちに職員は第2配備の体制を確保し、災害警戒本部を設置して情報を収集、共有し、関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始します。また、市民に対しては、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、あんしんメール等で伝達するほか、市ホームページへの掲載で情報を伝達します。

(2) 情報の内容

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を受け取った後の市民に伝達する情報は、日常生活を行いつつ、全ての市民が日頃からの地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに、個々の状況に応じ「できるだけ安全な行動」をとるよう呼びかけることとします。

■日頃からの地震への備えの再確認の例

- ①避難場所、避難経路の確認
- ②家族との安否確認手段の確認
- ③家具の固定の確認
- ④非常持出品の確認 など

■できるだけ安全な行動の例

- ①事前の避難を行う
- ②高いところに物を置かない
- ③屋内のできるだけ安全な場所で生活する
- ④すぐに避難できる準備を行う
- ⑤危険なところにできるだけ近づかない など

第8節 滞留旅客者対策

市は、宿泊者、滞留目的の旅客等については、宿泊施設等関係者と公共交通機関の最寄駅までの帰宅方法等をあらかじめ検討しておくとともに、必要に応じて帰宅できない見込み数を受入れ人数に加えるものとします。

第9節 防災訓練

市は、南海トラフ地震臨時情報の伝達や情報発表時のとるべき行動などについて、防災訓練を年1回以上実施するよう自治会及び自主防災組織等に周知します。また、防災訓練を繰り返し継続的に実施し、その結果を踏まえ防災対応の見直しを実施するよう推進します。

第10節 地震防災上必要な防災教育及び広報に関する対策

市は、南海トラフ地震臨時情報の内容や南海トラフ地震臨時情報発表時に、地域の水害・土砂災害リスクや災害時に市民がとるべき行動などを容易に理解できるよう、市の広報紙、ホームページ、防災講座、せき市民防災フェア、防災訓練などあらゆる機会を捉え、普及啓発に努めます。

学校等においては、児童及び生徒が南海トラフ地震臨時情報発表時に的確にかつ迅速に行動できるよう防災教育を実施します。また、外国人に対しては、岐阜県国際交流センターや外国人向けの防災啓発講座等において、普及啓発を行います。

第5章 東海地震に関する事前対策

第1節 東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定

南海トラフ地震は、概ね100～150年間隔で繰り返し発生しており、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年））が発生してから70年以上が経過した現在では、想定される南海トラフ地震のひとつである「東海地震」発生の切迫性が高まっています。

東海地震のような直前の予知の可能性がある大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、昭和53年に大規模地震特別措置法（以下「法」という。）が制定されました。

法第3条において、大規模な地震が発生するおそれが特に大きいと認められる地殻内において大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定されますが、市においては、強化地域に指定される地域はありません。

第2節 東海地震の警戒宣言に伴う対応

内閣総理大臣は、大規模地震対策特別措置法に基づく、東海地震に係る強化地域に大規模な地震の発生が予想され、緊急に地震防災応急対策を実施する必要がある場合に警戒宣言を発令することとなっています。

市は、強化地域には指定されていないため、地震防災強化計画は策定していませんが、岐阜県東海地震等被害想定調査（平成15年7月）により、最も被害の大きい「東海地震」と「東南海地震」が連動する「複合型東海地震」が発生した場合、震度4～5強程度の地震が予想されていることから、警戒宣言が発令された場合の対応について本計画で定めています。

第3節 東海地震に関する情報の発表基準

東海地震予知情報（カラーレベル 赤）

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表されます。
内閣総理大臣から「警戒宣言」が発表されます。

東海地震注意情報（カラーレベル 黄）

東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されます。

東海地震に関する調査情報（カラーレベル 青）

東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表されます。

<総則編>

※平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始され、令和元年5月に内容の見直しにより、「南海トラフ地震臨時情報」の発表が気象庁において開始されています。これに伴い、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていません。しかし、国の既存の計画は廃止されていないため、今後の国の対応方針が定まった際に、本計画を見直すこととします。

第6章 放射性物質・原子力災害への対応

第1節 関市としての対応

核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合、又は近県の原子力事業所において原子力災害が発生した場合は、その直接的な影響が及ぶことを想定し、市民の安全確保を初めとする防災体制の整備と防災対策を推進します。

第2節 対応内容

別冊「原子力災害編」により対応します。

第7章 地域での大規模災害への対応

第1節 関市としての対応

他地域において、甚大な人的・物的被害を与える震災や風水害等の災害時には、積極的な支援を行います。応援にあたっては、受援ニーズを的確に把握し、調整できる体制を構築します。

第2節 支援内容

被災地の状況及び要請に応じ、以下のような支援を行います。

- ①救援物資の送付
- ②職員の応援・派遣
- ③被災者の受入れ
- ④その他の支援

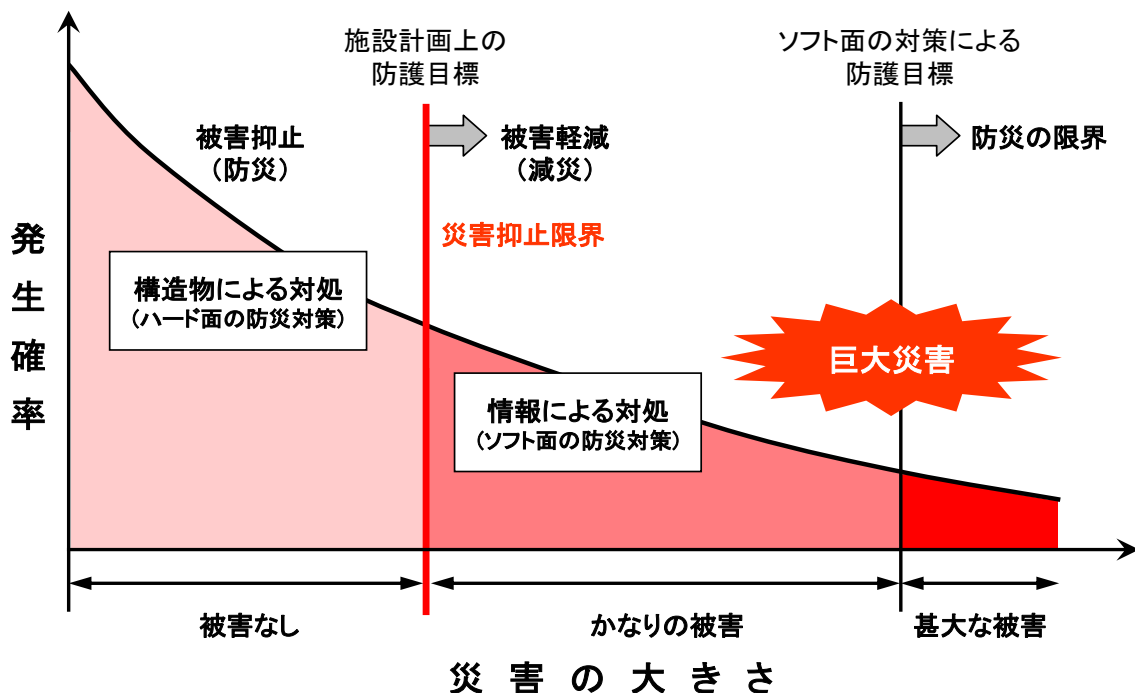
災害予防編

地震等による被害は、「災害」の大きさと「地域の防災力」の関係で大きく異なります。そのため、「地域の防災力」を高めることが被害を小さくすることにつながり、災害予防対策が重要となります。

災害予防対策には、建物の耐震性を高めるといった「被害を出さないための対策」（被害抑止）と避難情報の連絡提供体制及び自助・共助の強化などにより「発生した被害を最小限に抑える対策」（被害軽減）の二つの側面があります。これらをうまく組み合わせ生命を守ることを第1の目的とした災害予防対策を行います。

また、多様な視点に配慮した防災対策を実施するため、市防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めます。

さらには、民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の移送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用します。



第1章 安全で人にやさしいまちづくりの推進

第1節 防災上緊急に整備すべき施設等の整備（市長公室・健康福祉部・産業経済部・基盤整備部・その他各部）

災害による直接的被害の軽減や災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、指定避難所、防災用施設、消防用施設等、防災上緊急に整備すべき施設について年次計画を定めます。

【地震防災緊急事業五箇年計画】

市は、県と連携し、被害の軽減や災害応急対応に関連する各種施設等について、『第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3～7年度）』において年次計画を定め、その整備に努めます。

【地震防災行動計画】

市は、『第四期岐阜県地震防災行動計画（令和2～6年度）』の「予防効果による減災対策」において示された以下の施策を推進します。

地震に強いまちづくり

- ①都市基盤の整備強化
- ②住宅の耐震化等促進
- ③公共建築物耐震化等の推進
- ④公共土木構造物等の防災対策の推進
- ⑤液状化対策の推進
- ⑥孤立地域対策の推進

地域防災力の強化

- ①地域防災力（自主防災）の強化
- ②防災訓練の実施・マニュアルの検証
- ③要配慮者避難支援対策の充実
- ④地域の消防体制の充実
- ⑤地域防災計画等の充実
- ⑥行政における業務継続対策の強化
- ⑦産業防災の推進

地震防災における教育・啓発

- ①県と連携した地震防災意識向上のための県民運動の推進
- ②災害伝承等の地震防災教育の推進
- ③防災に関する人材の育成

第2節 防災都市づくり（市長公室・産業経済部・基盤整備部）

自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進とともに、都市基盤を強化するため、次に示す対策の推進や整備に取り組みます。

【林野保全対策】

洪水を防ぐ機能、濁水を緩和する機能、土砂の流出を防止する機能などを有する林野の保全対策を総合的かつ計画的に推進します。

【総合的治水対策】

各河川や排水路の改良・改修・整備、雨水の流出抑制施策、堤防の液状化対策、水防体制の充実・強化などの総合的な治水対策を推進します。また、水害等の複合災害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化対策等を優先的に行います。

気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域のあらゆる関係者が協働して流域治水を促進します。

【砂防対策】

集中豪雨などによる土砂災害（土石流・がけ崩れなど）の発生の高い危険箇所、土砂災害（特別）警戒区域において、砂防施設などの整備を促進し、生命や身体を守るための対策を推進します。

【燃えにくい市街地の整備】

火災の延焼防止と避難者の安全確保を図るため、公園・緑地等の計画的な配置、道路・河川の延焼遮断機能の強化により、燃えにくい市街地の整備を進めます。

【道路・橋梁の整備】

被害を最小限にとどめ避難者の安全確保を図るため、道路網の耐災害性の強化、災害に強い橋梁の整備などを進めます。

また、液状化が生じる可能性が高い地域の橋梁において、万が一被災しても、短時間で緊急輸送道路としての機能を果たせる程度に回復するように弱点となる部分の事前対策を実施します。

【消防水利網の整備】

過去の災害事例の教訓を踏まえ、大規模地震発生時においても活用できる消防水利網（耐震性上水道設備による消火栓、耐震性防火水槽や様々な自然水利等）の整備を進めます。

第3節 公共施設の災害対応力の強化（財務部・健康福祉部・市民環境部・協働推進部・産業経済部・基盤整備部）

公共施設については、次に示す災害対応力の強化に取り組みます。

【市の施設、社会福祉施設及び観光施設】

市の施設、社会福祉施設及び観光施設については、市民や利用者の安全と利便性を確保するとともに、災害時の活動拠点として活用できるように、防災点検、防災性能の向上、災害時活動体制の見直しを行います。

【ライフライン施設】

ライフライン施設は、災害時において機能支障を最小限にとどめるため、耐震化等による施設の被害を防止する対策を実施するとともに、応急対応マニュアル策定等も進めます。

また、電線類の地中化や、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進します。

【鉄道・バス等公共交通施設】

鉄道・バス等の公共交通施設は、災害発生時の被害未然防止策はもちろん、被災による機能支障を最小限にとどめるため、施設建物・設備の防災性能の向上、応急対応マニュアル策定等を進めます。

【広域防災拠点施設】

大規模災害時に迅速な災害対策活動を行うために、救助活動拠点、物資配分活動拠点、ライフライン復旧活動拠点の指定を行います。

第4節 文教関係施設等災害予防対策（健康福祉部・協働推進部・教育委員会）

文教関係施設については、次に示す災害予防対策に取り組みます。

【学校施設等】

幼稚園・保育園・小・中学校・高校及び生涯学習施設、文化施設については、園児・児童・生徒及び利用者の安全や利便性を確保するとともに、災害時の避難所設置施設として活用できるように避難所運営マニュアル策定、施設の耐震性の強化や避難所用資機材等の整備を進めます。

【文化財】

市内に存する文化財（建造物・美術工芸品・史跡・天然記念物等）については、永く後世に伝え保存継承するため、耐震補強や免震補強等の災害予防対策、災害時における防災措置の指導等の保護対策等を推進します。

第5節 人的被害・物的被害の軽減・防止（市長公室・財務部・市民環境部・協働推進部・産業経済部・基盤整備部・中濃消防組合）

人的被害・物的被害の軽減・防止を図るため、次に示す対策の推進に取り組みます。

【火災の防止】

火災被害を最小限にとどめるため、消防水利網の整備や防火管理者等の指導強化、初期消火体制の整備・強化等の火災予防対策を推進します。

【建築物の防災対策】

市庁舎や各種施設など不特定多数の人が利用する施設や緊急輸送道路沿道の特定建築物は、関市耐震改修促進計画（R3改訂）に基づき、耐震性の強化を進めます。また、木造住宅の危険度を評価できるウェブサイトを活用するなど、耐震化の必要性和、具体的な耐震方法の啓発に努めます。

建築物の所有者等は、建築物に関連する安全対策（窓ガラス及び看板等の落下対策、ブロック塀や石塀の倒壊防止対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等）を講じるものとします。

【大規模盛土造成地の対策】

市内の大規模盛土造成地の調査を進めるとともに、県と連携して危険と判断した場合には適切な対応を行い、被害の軽減を図ります。

【土砂災害対策】

土砂災害警戒区域等の指定と適切な避難場所・避難路の設定及び周知により警戒避難体制を確保し、必要な箇所については、対策工の実施や土地利用の適正化の指導を行います。

【雪害対策】

除雪機械の整備と建設業者との連携により除雪体制を強化します。また、豪雪地帯においては、雪崩危険箇所に対する対策工を行います。

【空き家等の対策】

平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況を確認し、解消に努めます。

【ブロック塀等対策】

ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、ブロック塀等の撤去の推進及び危険度調査の実施による補強・改善に対する指導を行います。

【家具等転倒防止・落下物等対策】

各家庭屋内においては、家具の固定や転倒防止策等の安全対策の啓発を行います。また、公共施設や大規模店舗等の人が集まる施設では、安全ガラスの採用や飛散防止フィルムの装着等による落下物

<災害予防編>

危険の防止対策を進めます。

【危険物・有毒物・放射性物質等対策】

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めます。

また、県と情報を共有するとともに、施設や設備の耐災害性の強化、自主的な保安管理体制の確立、災害時の流出や散逸等の不測の事態に備えた措置の指導等の予防対策を行います。

【農林業関係施設等対策】

農地や農林業用の生産施設の災害予防計画を作成するとともに、施設の点検・整備・補修や予防技術の周知徹底により農産物・林産物・畜産物の災害予防対策を行います。

農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点農業用ため池等、緊急度の高いものから順次実施します。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図ります。

【孤立地域対策】

土砂災害や雪崩等により孤立地域が発生する可能性がある地域については、県が定める孤立地域対策指針に基づき予防及び応急対策として、危険箇所における対策工の実施、緊急輸送道路や林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備、非常用通信の整備、ヘリポートの確保等による孤立地域対策を行います。

【個人情報等の消失の防止】

災害時における市の業務継続のため、住民基本台帳や戸籍等の重要な個人情報を含むデータについては、消失を防ぐためのバックアップシステムの構築（分散保存）を行います。

第6節 要配慮者・避難行動要支援者の安全環境整備（市長公室・健康福祉部・協働推進部・産業経済部）

要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等）の救援支援のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）については名簿を作成し、避難支援を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成します。

【要配慮者の救援支援対策】

要配慮者の安全確保のため、避難支援体制の確立に向けた地域コミュニティの形成や見守りネットワーク活動と要配慮者のリスト・マップの作成、要配慮者等を対象にした防災知識の普及、啓発などの救援支援対策に取り組みます。また、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化します。

【避難行動要支援者名簿の作成】

要配慮者のうち、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿として取りまとめます。避難行動要支援者名簿は、原則として、避難行動要支援者本人の同意のもと、必要な限度において、中濃消防組合、関警察署、関市社会福祉協議会、自治会及び民生委員等（以下「避難支援等関係者」という。）に提供し、災害時の避難支援等を実施する際の基礎資料として役立てます。

<ul style="list-style-type: none"> ◇避難支援等関係者 ◇名簿に掲載する者の範囲 ◇必要な個人情報及び入手方法 ◇名簿の更新 ◇情報漏えい防止のための措置等 	}	<p>資料集 資料編 S4-02-05</p> <p>避難行動要支援者名簿に関する事項</p>
--	---	---

【個別避難計画の作成】

- ① 避難行動要支援者について、本人の同意を得て個別避難計画を作成します。作成にあたっては、対象者のうち、ハザードマップの状況、避難行動要支援者本人の心身の状況や居住実態等を考慮し、優先度が高い者から優先して行います。
- ② 個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所等の事由を記載し、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて記載内容を更新するほか、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも適時適切に更新します。
- ③ 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めます。

◇個別避難計画に関する事項 資料集 資料編 S4-02-06

【要配慮者利用施設の防災体制の整備・避難確保計画の作成・訓練の実施】

要配慮者の避難所確保のため、要配慮者利用施設の耐震性の強化や災害対応設備の整備、食料や生活必需品の備蓄や非常用自家発電の整備を推進します。

施設等管理者は、職員、入所者等に対し、災害から身を守るため、防災訓練、防災教育等を行うものとします。また、本計画に記載する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、市や関係機関の協力を得て、避難確保計画を作成し、市に報告するとともに、計画に基づき避難誘導等の訓練を実施して訓練結果を市へ報告するものとします。報告を受けた市は訓練内容に係る助言・勧告を行うことがで

<災害予防編>

きるものとします。

◇浸水想定区域における避難確保措置 資料集 資料編 S2-02-23

◇土砂災害の警戒体制 資料集 資料編 S2-03-01

【在宅介護者の支援対策】

在宅介護者に対するケアを行うため、市・関市社会福祉協議会・事業者での情報共有を行います。

【人材の確保とNPO・ボランティア等活用】

避難所等での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努めます。また、NPO・ボランティア等の活用を図るため、その活動の支援に努めます。

【外国人等に対する防災対策】

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めます。

- ① 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進
- ② 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備
- ③ 多言語による防災知識の普及活動を推進
- ④ 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
- ⑤ 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布
- ⑥ インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、防災アプリなど多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

【帰宅困難者対策】

「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進します。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行います。

第2章 非常時活動体制等に関する備えの充実

第1節 非常時活動体制の整備・強化（市長公室・協働推進部・基盤整備部・中濃消防組合・その他各部）

突発型、予知型のいずれの災害発生タイプにも柔軟に対応できるような非常時活動体制づくりに取り組みます。

【関係機関と連携した防災対策の整備】

平常時から県及び市町村関係機関や、企業との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進め、職員の動員訓練や情報連絡員・応援職員の派遣訓練を通じて、災害時の連絡先、要請手続きの確認を行うなど、実効性の確保に留意します。また、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくことにより、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めます。

また、関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、タイムライン（防災行動計画）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直すとともに、平時から訓練や研修等を実施することで、効果的に運用できるよう努めます。

【感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進】

市は、感染症（新型コロナウイルス等）の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努めます。

また、感染症対策に配慮した避難所運営訓練を積極的に実施します。

【迅速な参集体制の整備】

災害時における職員の徒歩等による参集時間、参集ルート of 事前確認の実施など、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、より迅速な職員参集体制の整備を推進します。

【応急活動体制の整備・強化】

災害対策本部の災害時の機能強化、迅速な初動体制確保のための重要データの保全管理、電算機システム等の耐震化対策等を行います。

【消防力の整備・強化】

消防車両や消防拠点施設の強化、消防水利の確保、災害種別の消防活動計画の作成、隣接市町の広域応援体制の強化を行います。

【情報の収集・連絡体制の整備・強化】

携帯電話・携帯端末による情報の連絡システムの整備、GIS（Geographic Information System 地理情報システム）を活用した情報集約・伝達・共有システムの整備、消防救急デジタル無線設備の整備、防災無線システムの整備・拡充、衛星通信の導入、庁内LAN施設の停電・耐震対策の強化等を行います。

【災害時の広報体制の整備・強化】

緊急地震速報による情報伝達について、市民への普及、啓発に努めるとともに、緊急情報の伝達手段の整備、災害時の広報活動におけるCATVや報道機関等との協力体制の強化を行います。

【相互協力・応援受入れ体制の整備・強化】

近隣及び遠隔の自治体・民間団体等との災害時応援協定締結による協力体制の強化、広域的物資等の配送拠点施設の整備を行います。

【建設業者等との協力体制の強化】

がれきや土砂等の処理体制確保のため、建設業者等の重機保有状況を把握し、災害時応援協定締結による協力体制の強化を行います。

【デジタル技術を活用した防災対策の推進】

市は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図ります。

デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めます。

第2節 防災資機材等の整備（市長公室・中濃消防組合・その他各部）

市の指定避難所や山間部における防災備蓄倉庫の整備や自主防災組織への防災資機材補助を行うとともに、中濃消防組合消防本部の関係機関と連携した防災資機材の充実化を図ります。

また、関係機関との災害時応援協定締結による防災資機材の緊急調達体制の整備に取り組みます。

◇防災備蓄倉庫・資機材の整備計画 資料集 資料編 S4-04-08

◇非常食・災害救助用毛布備蓄計画 資料集 資料編 S4-04-09

第3節 緊急輸送の環境整備（市長公室・基盤整備部）

大規模災害時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要です。そのため、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた対策を進めます。

県等の関係機関と連携し、緊急輸送道路の整備、緊急輸送道路ネットワークの確保、地域内輸送拠点の設置、広域物資輸送拠点等の指定、専用又は臨時ヘリポートの指定と応急活動を想定した環境整備に取り組みます。地域内輸送拠点については、非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するとともに、輸送拠点として利用可能な民間業者の管理する施設も把握し、あらかじめ指定をしておきます。緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地と高速道路のアクセス強化ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面对策を進めます。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進を図るとともに新規の電柱占用を原則認めないものとします。

また、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、事前届出制度について民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図ります。

さらに、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に実施します。

第4節 地域防災力の向上（市長公室・教育委員会・その他各部）

突発型、予知型のいずれの災害発生タイプにも柔軟に対応できるような地域防災力の向上に取り組みます。

地域防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図ります。

※地域防災力とは、地域において自助と共助の役割を果たす市民や自主防災組織などの地域コミュニティ、さらに、行政、消防、警察機関などの防災関係機関や、地域に所在する事業所、学校、民間病院などの組織が有する災害時の活動能力のことです。

【個人の防災力の向上】

積極的に防災イベントや防災講座等を開催し防災意識の向上を図り、また災害教訓の伝承を地域で行い、各家庭での防災家族会議を進めることにより自助を強化します。

【自主防災組織の整備・強化】

地域特性に応じた自主防災組織の育成及び活動の活性化・支援を行い、共助を強化し地域防災力の向上を図ります。また、自主防災組織の組織間の連携強化、要配慮者支援組織との連携・協力体制を強化します。

【防災マップの作成等】

市民の円滑な避難や安全確保を図るため、避難場所、危険箇所、想定される浸水の範囲や浸水高等を記載した防災マップを作成するなどし、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難について、市民へ周知するとともに、デジタル技術等を活用した切迫感のある広報・啓発に努めます。

また、水害等の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを県の支援を受けながら策定し、水害等のリスクの分かりやすい開示に努めます。なお、タイムライン作成に当たっては、避難所開設における感染症対策に要する時間も考慮します。

【災害・避難カードの作成】

市民が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」の作成を促進するとともに、デジタル版の活用も図ります。

【防災リーダーの養成・専門家の活用】

市民に防災士の資格を取得してもらい、地域の防災リーダーとしての育成を進めるとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図ります。

【施設・事業所防災組織の整備・強化】

施設・事業所における防災計画の作成や自主防災組織の整備を推進します。また、市、商工会・商工会議所は、中小企業等による防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定支援に努めます。

【防災訓練の実施】

災害種別ごとの防災訓練、地域の災害教訓の伝承や危険箇所・避難ルート等を確認するための災害図上訓練（DIG: Disaster Imagination Game）、職員の非常参集訓練や情報伝達訓練、実践的な防災訓練（消火活動、避難所運営、災害ボランティアセンターの設置・運営等）の実施・充実を図ります。

また、自主防災組織、施設・事業所等での自主的な防災訓練の実施を促進していきます。

加えて、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めます。

【学校での防災教育の推進】

災害の恐ろしさを理解し、災害に対処する力を養うために、防災士や消防団等が参画した体験的・実践的な防災教育を推進します。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災訓練の実施に努めます。

【調査・研究】

県をはじめ関係機関との防災に関する情報交換、大規模災害の関連資料等の収集・整理、災害タイプ別対応や被災者救援対策の調査・研究による地域防災特性の把握に努めます。

大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、市民が災害教訓を伝承する取組を支援します。

治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとします。特に、豪雨や洪水のリスク評価に

際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めます。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めます。

【「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進】

「想定外の常態化」ともいうべき自然災害の現状を踏まえ、市は県と連携し、県民の防災意識・知識の一層の向上による自助・共助の底上げを図るため、防災啓発活動を多面的に実施する「災害から命を守る岐阜県民運動」を展開していきます。

【男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立】

防災現場における女性の参画拡大等、男女共同参画の視点に配慮した防災体制の確立に努めます。

【地区防災計画】

市は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認められるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとします。

また、地区防災計画が定められている地区において、避難行動要支援者の個別避難計画を作成する場合には、地区防災計画との整合性を図り、訓練を通じて両計画が一体的に運用されるよう努めます。

第5節 災害ボランティア受入れ体制の整備・強化（健康福祉部・その他各部）

適時適所にボランティア及び専門ボランティアの受入れを行うための環境整備に取り組みます。

市は、災害ボランティア活動に必要となる拠点を確保するほか、県、NPO、ボランティア等と連携し、平常時の人材の登録や研修、訓練、災害時におけるボランティアの受入調整に係る体制を整備します。また、ボランティア活動上の安全確保の周知・啓発を図るとともに、被災者ニーズをボランティアに情報提供する方策について検討します。さらに、災害時において、意見交換を行う情報共有会議を開催するための体制整備に努めます。

【ボランティアの登録・支援等】

関市社会福祉協議会との災害ボランティア支援協定に基づき、災害ボランティアセンター本部・サテライトの設置体制の整備、迅速かつ円滑な災害ボランティア活動を可能とする受入れ体制づくりを行います。

また、市民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行い、ボランティアの登録を推進します。

ボランティア及びボランティア団体とつながりを持ち、互いの強みや役割を明確にすることで、マッチングから支援までのスムーズ化とその活動で培われたネットワークを軸とした新たなまちづくり（復興）へとつなげるために、平時からの災害ボランティアの事前登録を呼びかけます。

<災害予防編>

【専門ボランティアの登録・支援等】

各種専門ボランティアの登録を推進します。

【ボランティアコーディネーターの育成】

県及び関市社会福祉協議会と連携し、災害時のボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努めます。

【ボランティア活動拠点の整備】

「関市災害ボランティア連絡調整会議」を設置し、平時から、岐阜県、関市社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、災害時において災害ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、災害ボランティアの総合調整、情報発信などの支援訓練及び運営訓練を実施します。

関市社会福祉協議会は、平常時から関係機関と相互に協力し、ネットワークの強化を図るとともに、災害ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図るものとします。

【廃棄物等に係る連絡体制の構築】

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築します。また、市民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めます。

第6節 行政機関の業務継続体制の整備（市長公室・その他各部）

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、行政にとって、災害時に必要な応急業務及び継続性の高い通常業務を特定し、非常時に優先業務の継続に必要な人員や資源の確保・配分し、災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画を策定します。

なお、業務継続計画では、特に重要な以下の6つの事項についてあらかじめ定めておきます。

- ① 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気、水、食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

第3章 救援・救助活動を適切に行うための備えの充実

第1節 救急・救助体制の整備・強化（市長公室・中濃消防組合）

あらゆる災害に対応できるように、救急・救助用資機材の充実、消防隊員の救急・救助技術の向上

及び体制の整備・強化に取り組みます。

第2節 医療救護体制の整備・強化（健康福祉部）

突発型、予知型のいずれの災害発生タイプにも柔軟に対応できるような医療救護体制の整備・強化に取り組みます。

また、地域の実状に応じて、県内他地域や近隣県へ患者を搬送するための域内搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出しておくなど、災害時における救急医療体制の整備に努めます。

【地域中核病院の機能強化】

中濃厚生病院や関中央病院については、施設建物・設備の耐震性の強化、資機材や救急医薬品等の備蓄整備等により地域の中核病院としての機能強化を促進します。

【関係機関との連携強化】

医師会・歯科医師会・看護協会・薬剤師会・医薬品小売商業組合等と医薬品・資機材等の供給や人材派遣に関する協定締結等による医療救護体制の整備に取り組みます。

【燃料供給体制の整備】

石油類燃料の優先供給に係る協定締結等により、医療機関や医療救護班、緊急通行車両へ燃料を優先的に供給する体制の整備に取り組みます。

第3節 安全避難の環境整備（市長公室・健康福祉部・協働推進部・教育委員会・基盤整備部）

災害が発生又は発生するおそれのある区域の市民は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であることから、広域避難場所・一時避難場所・指定避難所（福祉避難所含む）の指定及び整備、避難誘導のための情報伝達体制や避難路の整備、中山間地域における大規模地震発生時を想定した集団避難受入れ体制の確保等の安全避難の環境整備に取り組みます。

また、感染症予防等により避難所以外への避難が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めます。

【指定避難所（福祉避難所含む）の整備】

小中学校を指定避難所として指定するとともに、指定避難所が使用不能となった場合に備え、民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結するよう努めます。

また、指定避難所内の一般避難スペースで生活することが困難な要配慮者のために、福祉避難所を指定します。受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することがで

<災害予防編>

きるよう努めます。

【広域避難体制の整備】

近隣及び遠隔の自治体との災害時応援協定により、市外への避難体制の整備（災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける）に取り組みます。

行政区域を越えた広域避難が必要となった場合は、住民の受入れについて、県内の他の市町村と協議します。また、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、岐阜県に対して他の都道府県と協議するよう求めます。ただし、緊急を要すると認めるときは、岐阜県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村と協議します。

国、県、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めます。

国、指定行政機関、公共機関、県、市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めます。

他の市町村からの避難者を受け入れるため、避難所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することを定めるなど、受入れが可能な施設をあらかじめ決定しておくよう努めます。

【避難計画の作成】

避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、計画に沿った避難支援を行います。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することも考慮していきます。

特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行うものとします。

【避難所運営マニュアルの策定】

避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに事前に避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症への対応含む）を策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めます。この際、地域の防災リーダーをはじめ市民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮します。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めておきます。

さらには、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めます。

【避難情報の基準の策定】

豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、

伝達方法を明確にし、国の「避難情報に関するガイドライン」に沿ったマニュアルを整備し、市民への周知徹底に努めます。マニュアル等に基づき、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達します。

また、洪水予報河川及び水位周知河川について、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとし、それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定し、迅速・的確な避難行動が行えるようにします。

【浸水想定区域における避難確保のための措置】

河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握し、水害リスク情報として市民、滞在者、その他の者へ周知を図ります。

【避難に関する情報の理解促進】

ハザードマップ等を活用し、居住する地域の災害リスクを正しく理解することや住宅の条件等を考慮して、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めます。また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めます。

【避難に関する広報】

(1) 避難情報が発令された場合、安全な場所に移動する「立退き避難」を避難行動の基本としますが、洪水に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性のある支障を許容できると市民自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、市民へ周知徹底するよう努めます。

また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況のほか、住民等に役立つ次の情報等の周知について、県総合防災ポータルやホームページ、あんしんメール、SNS等の多様な手段を活用するよう努めます。情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとします。

- ①災害の状況
- ②災害応急対策に関する情報
- ③復旧の見通し
- ④避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑤その他必要な事項

(2) 日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使った誘導標式等の設置、在日外国人や訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めます。

【車中泊避難者への対策】

指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、感染症や車中泊避難者のエコノミークラス症候群等が発生することも想定して行います。

第4節 生活救援対策の環境整備（市長公室・健康福祉部・市民環境部・産業経済部・基盤整備部）

突発型、予知型のいずれの災害発生タイプにも柔軟に対応できるような生活救援対策の環境整備に取り組みます。

なお、災害発生直後の生活に必要な水、食料、物品等は原則として個人が備蓄するものとします。

【応急給水体制の整備・強化】

防災拠点施設の機能維持に必要な水と被災者の生命維持・生活維持に必要な水を供給するため、非常用飲料水貯水槽の整備、水源地及び配水池での応急給水源の確保を行うとともに、各家庭・事業所・自主防災組織・病院等における飲料水の備蓄を推進します。

【食料・生活物資等救援物資供給体制の整備・強化】

市庁舎・各事務所庁舎・小中学校・防災備蓄倉庫等における物資の備蓄や、各家庭・事業所・自主防災組織・病院等における「最低3日間、推奨1週間」分の食料や必要最小限の生活必需品の備蓄を推進します。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとし、ライフラインが断絶された場合でも水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代に対し乳幼児用液体ミルクの備蓄や、適切な使用について普及啓発を行います。

加えて、トラック協会等と救援物資輸送協力協定締結により、救援物資の供給体制を整備・強化します。

【物資支援の事前準備】

物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有し、速やかな物資支援の準備に努めます。

【燃料供給体制の整備】

あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めます。

石油類燃料の優先供給に係る協定締結等により、避難所・各家庭・事業所等への燃料の供給体制を整備・強化します。

第5節 環境衛生対策の環境整備（市民環境部・基盤整備部）

関係機関との連携により、大規模災害時における環境衛生対策の環境整備に取り組みます。

【防疫・遺体取扱い等対策実施体制の環境整備】

防疫用資機材・薬剤の備蓄を行うとともに、近隣市町・民間事業者等と応援協定締結により、環境衛生対策の実施体制を整備します。

また、総合斎苑わかくさについては、施設・設備の業務継続性の向上を図ります。

【ごみ・がれき処理体制の環境整備】

大規模災害時を想定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物（排出されたごみ、し尿、がれき等の災害により生じた廃棄物）を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制等を示した災害廃棄物処理計画を作成しました。今後も、近隣市町・民間事業者等と応援協定締結により、災害廃棄物の処理体制を整備します。

なお、大規模災害時においては、必要と認められる場合には災害廃棄物の処理を国が代行します。

また、クリーンプラザ中濃については、一般廃棄物処理施設の安全性向上を図ります。

【し尿処理体制の環境整備】

大規模災害時を想定した、し尿処理計画を作成するとともに、設備補修資機材等の備蓄や近隣自治体・民間事業者等と応援協定締結により、し尿処理体制を整備します。

また、浄化センター等については、自家発電能力強化等により、し尿処理体制の業務継続性の向上を図ります。

第6節 住宅対策の環境整備（財務部・基盤整備部）

大規模地震発生時における多数の建物被害を想定し、住宅対策実施のための体制づくりに取り組みます。

【被災建築物等の応急危険度判定実施体制等の整備】

地震により被災した建築物及び宅地が、余震等による二次災害に対して安全であるかを判定する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき、平常時から準備するように努めます。

また、災害時に災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害認定調査や災証明書の交付の担当部局を定め、県や関係機関が行う研修会等を通して担当者の育成を図ります。

加えて、住家被害の調査や災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情

<災害予防編>

報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めます。

【調査手順のマニュアル策定】

被災後の混乱の中でも、先を見据えた最低限の調査を早期にできるよう、調査手順のマニュアルを策定します。

【住宅供給・補修対策等の環境整備】

大規模災害時を想定した住宅供給等促進計画を作成するとともに、建設事業者、近隣市町や県外都市との応援協力協定締結等により、住宅供給・補修対策等の実施体制を整備します。

第7節 大規模停電対策（市長公室・財務部・基盤整備部・健康福祉部・その他各部）

大規模かつ長期停電の未然防止や発生した場合の被害軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行います。

【事前防止対策】

市は、県や電気事業者と連携し、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施します。

【代替電源の確保】

市は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築します。また、避難所等へ電気自動車を配置し、給電器による電源確保に努めます。

重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとします。

要電源重度障がい児者が、災害等による停電時においても日常生活を継続できるよう、個別避難計画の作成を促進するとともに、非常用電源装置等の購入費用を助成します。

災害警戒・対策編

状況は時間経過とともに変化していきます。

効果的な災害警戒・対策を行うためには、様々な対応を同時並行的に行っていくことが重要となります。また、災害対応のすべての時期を通じて、「情報」と「資源」の管理を行っていくことが必要となります。

災害警戒・対策の時間的变化

	第1章 活動体制の確保	第2章 二次災害防止 人的危険回避	第3章 応急復旧 都市機能早期回復	第4章 被災者救援
警戒対応	1 初動対応 2 組織運用			
災害発生	3 対策要員の確保			
即時対応 (1日以内)	4 情報の収集・連絡 5 災害広報 6 応援要請 7 相互協力	1 火災対策 2 水災対策 3 土砂災害対策 4 積雪災害対策		
緊急対応 (2日目から 1週間程度)	8 緊急輸送 9 応急資機材等の調整・確保 10 ボランティアの受入れ	5 危険物・有毒物対策 6 放射性物質・原子力災害対策 7 救急・救助・行方不明者捜索 8 緊急避難 9 被災建築物等安全対策	1 道路交通対策・交通規制 2 道路・河川等障害物除去対策 3 ライフライン施設対策 4 文教関係施設等対策 5 その他都市公共施設対策 6 防犯対策 7 防疫・保健衛生対策 8 遺体の検視・検案及び埋火葬 9 廃棄物等処理対策 10 その他の対策	1 医療救護対策 2 要配慮者の救援対策 3 避難所開設・運営 4 生活救援対策 5 住宅対策 6 愛玩動物等対策 7 帰宅困難者対策 8 被災者に対する救助、 方法、期間
応急対応 (1ヶ月程度)				
復旧対応 (6ヶ月程度)	<災害復旧・復興編>			
復興対応 (6ヶ月以降)				

第1章 活動体制の確保

第1節 初動対応（本部連絡室）

災害発生又はそのおそれがある場合は、災害の種類や程度に応じて初動対応を行います。

- 各部局・各課及び関係機関等への配備体制通報及び被害発生状況連絡は、最優先で行います。
- 各部局・各課においては、先行的に必要な要員を確保し、情報の収集を行います。
- 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合は、災害危険警戒等の情報を正確かつ迅速に市民や事業所等に伝達します。
- 震度5強以上の地震が発生した場合は、緊急初動体制により二次災害の未然防止や人的被害の軽減に努めます。

第2節 組織運用（本部連絡室）

災害発生又はそのおそれがある場合は、災害警戒・対策を行うための組織を立ち上げます。

- 災害発生の可能性が高くなった場合は、『災害警戒本部』を設置します。
- 自然災害及び大規模な事故災害が発生した場合は、『災害対策本部』を設置します。
- 活動拠点として、『地域支部』『地区支部』や『現地災害対策本部』を設置します。また、地域支部には、地域事務所を支援するための「地域支部支援職員」を配置します。
- 市民からの要望・問合せ・相談・情報の受付・収集窓口として、『災害総合相談窓口』を設置します。

第3節 対策要員の確保（本部連絡室）

災害警戒・対策を速やかに行うため、災害の程度や規模に応じた対策要員を確保します。

- 職員は、配備事由に該当する情報を知ったとき自主的に指定場所に参集します。
- 各室・部の長は、職員の参集状況に応じ、緊急を要する班から優先的に編成します。また、職員の参集状況や班の編成状況をたえず把握し、必要に応じて、応援配備要請を行います。

【職員の遵守事項】

- 常に災害に関する情報や本部の指示内容に注意します。
- 市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意を払います。
- 被害の有無・程度に関する情報やその他の災害情報の把握に努めます。

参集基準					
体制（※1）	風水害	地震	南海トラフ地震	原子力	突発事故等
第1配備 (初動体制) [16名程度]	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風警報のいずれかが発表された時 はん濫注意水位に達し、はん濫注意情報が発表された時 警戒レベル2相当以下の時 	<ul style="list-style-type: none"> 震度3 特別警報発令時 	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された時 	<ul style="list-style-type: none"> 県内での核燃料物質輸送中事故 隣接県における原子力事務所に於ける異常事象（※2） 市長が必要と認められた時 	<ul style="list-style-type: none"> 市長が必要と認められた時 市長が公室長が必要と認められた時
	災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難を含めた避難情報を発令する可能性があるとして、本部連絡室長が認めた場合 警戒レベル3相当の時 記録的短時間大雨情報が発表されたとき 線状降水帯の予測情報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された時 	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された時 	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された時
第3配備 (警戒体制) [100名程度]	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示を発令した時 警戒レベル4相当の時 記録的短時間大雨情報に加え、土砂災害警戒情報が発表されたとき 大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風警報、土砂災害警戒情報のいずれかが発表され、被害等発生のおそれがある時 避難判断水位に達し、はん濫警戒が発令された時 台風接近情報その他警戒体制をとるべき情報が発生した時 局地的に被害が発生した時 顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯の発生速度）が発表されたとき 市長が必要と認められた時 特別警報が発令された時 	<ul style="list-style-type: none"> 震度4 	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時 	<ul style="list-style-type: none"> 県内での核燃料物質輸送中事故（特定事象）（※3） 隣接県の原子力事務所に於ける特定事象 市長が必要と認められた時 	<ul style="list-style-type: none"> 市内で航空機事故、鉄道事故、高速道路等多重事故、大規模建築物火災、大規模林野火災、集団救急事案、新型インフルエンザ、集団食中毒発生した場合 市長が必要と認められた時
	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 警戒レベル5相当の時 浸水、道路冠水、河川水位の上昇、土砂崩れ、暴風、霧雪、雪崩などにより広域な被害が発生した時 大規模な自然災害が発生した時 市長が必要と認められた時 	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱以上 		<ul style="list-style-type: none"> 市長が必要と認められた時

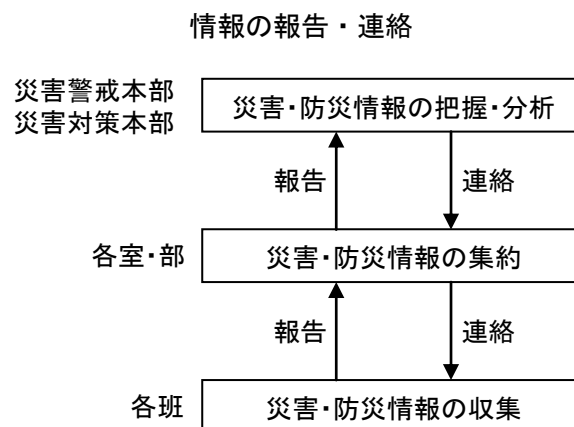
<災害警戒・対策編>

- ※1：本部体制と配備体制については、市長が状況・被害確認して、必要に応じて弾力的な運用することができる。（例：災害対策本部 第1配備など）
- ※2：原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」とする。）第10条に該当しない事象
- ※3：原災法第10条に該当する事象
- ※4：原災法第15条に該当する事象
- ※5：避難措置等の対策を講ずべき区域

第4節 情報の収集・連絡（各部局）

本部長又は各室・部の長が状況を判断し、災害警戒・対策の方針を決定するために必要な各種情報を収集するとともに、情報を共有するため、とりまとめた情報を連絡します。

- 甚大な被害に関する情報の収集・連絡を最優先で行います。
- 動員可能な対策要員、資機材、施設に関する情報の収集・連絡を迅速に行います。
- 岐阜県被害情報集約システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡します。
- 各室・部は、各班が収集した災害・防災情報を集約し、本部に報告します。また本部は、とりまとめた情報を各室・部を通じて各班に連絡します。



第5節 災害広報（本部連絡室・協働推進部）

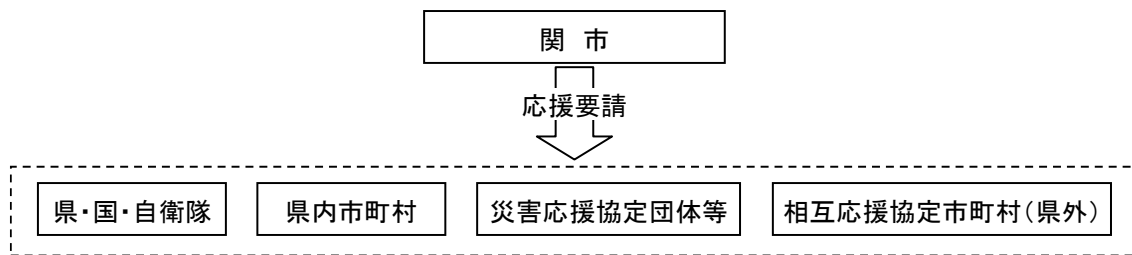
各種の手段を活用するとともに、報道機関や自治会等の協力を得て、市民に必要な情報を提供します。また、混乱を避けるため、災害広報の一元化を図ります。

- 災害の警戒情報は、「プラス情報は慎重に！マイナス情報は大胆に！」を鉄則として、迅速に公表します。
- 重要な情報については、絶え間なく広報し、情報の空白時間帯や空白地域が無いように努めます。

- 各室・部又は関係機関が行う応急・復旧対策、被災者向け救援サービスに関しては、その概要、協力要請事項、実施スケジュール等を先行的に広報します。
- 情報伝達に当たっては、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、掲示板、SNS、あんしんメール、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運業者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図ります。
- 大雨、暴風、大雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民に伝達します。

第6節 応援要請（本部連絡室・常備消防部・その他各部）

大規模災害時に市単独での応急対策活動が困難な場合は、県・国・自衛隊等の各関係機関、県内市町村、災害応援協定団体等及び相互応援協定締結の市町村に応援を要請します。応援の派遣及び受入れにあたっては、感染症対策に留意します。



- 応急対策職員派遣制度に基づき、応援職員の受入れを進めることで、発災後の応急対策活動を強化します。
- 応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮します。

◇関市災害協定一覧 資料集 資料編 S1-06-10

第7節 相互協力（本部連絡室・議会部）

災害の状況に応じて、市議会や隣接市町と相互に協力し、応急対策などができるようにします。

【市議会との相互協力】

大規模災害時には、市議会と相互協力体制を構築し、迅速な応急対策及び円滑な復旧対策ができるようにします。



【隣接市町との相互協力】

隣接市町との境界などにおいて災害が発生した場合、当該市町と相互に協力し、応急対策ができるようにします。



第8節 緊急輸送（市民環境部・常備消防部）

人命救助を最優先とした緊急輸送を行います。

- 救急救助要員の移動及びその活動に必要な資機材については、車両だけでなくヘリコプターやボート等のあらゆる輸送手段を確保します。
- 緊急輸送を円滑に行うため、救急物資集配拠点を確保します。

【緊急輸送の優先順位】

- ①緊急救命医療を要する重症者の搬送や緊急避難を要する被災者の搬送
- ②人的被害軽減の対策実施のために必要な要員・資機材の搬送
- ③救急物資の輸送
- ④物的被害軽減の対策実施のために必要な専門家・資機材の搬送

第9節 応急資機材等の調整・確保（本部連絡室・健康福祉部・市民環境部・協働推進部・その他各部）

被災者の救出・緊急避難や医療活動を最優先とした応急資機材等の調整・確保を行います。

- 必要な応急資機材等は、各室・部又は各地域支部で調達します。
- 資機材の不足による対応の遅れを防ぐため、本部又は地域支部において総合的に調整します。

【応急資機材確保の優先順位】

- ①被災者の救出・緊急避難や医療活動における資機材
- ②要配慮者救援対策実施に必要な資機材
- ③物的被害軽減の対策実施のために必要な資機材
- ④公共公益施設の応急復旧のために必要な資機材

第10節 ボランティア等の受入れ（健康福祉部・その他各部）

応急復旧対策を円滑に進めるため、NPO・ボランティア等の受入れを行うとともに、ボランティア活動を支援します。また、災害ボランティアセンターの設置の支援を行うとともに、ボランティアセンターの運営に積極的に参画します。

- 災害ボランティアセンターの設置、感染症対策の徹底、設備・資機材の提供等、必要な体制を整えます。
- 関市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握します。
- ボランティアを行っている者の生活環境についても配慮します。

【関市社会福祉協議会の役割】

- 関市社会福祉協議会は、市からボランティアの受入れ体制確立の要請があったときは、市と協議を行い『関市災害ボランティアセンター本部』を設置します。また、必要に応じて、『関市災害ボランティアセンターサテライト』を設置し、地域内におけるボランティアの調整を行います。

【専門分野のボランティア関係機関の活動】

- 救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体が、関係機関と連携を密にし、受入れ、派遣に係る調整を行います。

第2章 二次災害防止及び人的危険回避

第1節 火災対策（本部連絡室・常備消防部・非常備消防部）

市街地火災が発生した場合や地震発生直後等においては、火災阻止を第一とした火災対策を行います。

- 消防本部・署の要請を最優先し、大火阻止に努めます。
- 道路・橋梁の交通支障・損壊等により出動が困難な場合や、市の消防力だけでは延焼火災阻止が困難である場合等においては、近隣の消防機関への応援出動要請を行います。
- 地震発生直後は、避難の安全確保や市民の救出を優先して行います。

第2節 水災対策（水防計画）（本部連絡室・協働推進部・基盤整備部・常備消防部・非常備消防部）

気象状況等により洪水の発生が懸念される場合は、災害警戒（対策）本部（水防本部）を設置し、水災対策を行います。

- 重要水防箇所や過去の被害箇所等を中心として巡視を行い、異常を発見した場合は、直ちに水防作業を開始します。
- 堤防が決壊するおそれがある場合は、直ちに区域内の市民への緊急避難の連絡を行い、被害を最小限にとどめるために必要な措置を行います。
- 救出活動が概ね終了した段階で、被災した河川堤防等の応急復旧措置を行います。

◇水防計画	水防計画の総則	資料集	資料編	S2-02-01
	水防本部の活動及び組織	資料集	資料編	S2-02-02
	水防本部及び水防隊の任務分担	資料集	資料編	S2-02-03

第3節 土砂災害対策（本部連絡室・協働推進部・基盤整備部・非常備消防部）

大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報などが発表された場合や地震発生直後においては、人的危険を回避するため防災・避難対応を行います。

- 地域別警戒雨量及びぎふ土砂災害警戒情報ポータルによる土砂災害危険度情報に基づいて、土砂災害（特別）警戒区域などを確認し、土砂災害への注意喚起、警戒巡視、避難情報の発令を行います。
- 孤立危険のある地区については、大雨警報（土砂災害）が発令された時点で「高齢者等避難」を市民に知らせ、状況に応じて、安全な場所や指定避難所へ避難させます。

第4節 積雪災害対策（本部連絡室・協働推進部・基盤整備部）

大雪警報が発令された場合や地震発生直後においては、人的危険を回避するため積雪災害対策を行います。

- 指定観測地点の警戒積雪深を基準として、積雪災害への注意喚起、警戒巡視、避難情報の発令を行います。
- 雪害対応に係る経験が豊富な市町村との協定締結を推進します。
- 集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めます。

第5節 危険物・有毒物等対策（本部連絡室・協働推進部・市民環境部・産業経済部・常備消防部）

危険物・有毒物等取扱施設において災害が発生した場合や地震発生直後においては、人的被害の防止と周辺地区に対する被害拡大阻止を第一とした危険物・有毒物等対策を行います。

- 危険物・有毒物等の漏えい、流出、発火等の災害が発生した場合は、直ちに本部（危機管理課）、その他関係機関に緊急通報し、必要な応急措置、付近住民及び一般従業員の安全を守るための避難指示の発令及び警戒区域を設定します。

第6節 放射性物質・原子力災害対策（本部連絡室・健康福祉部・市民環境部・産業経済部・常備消防部）

核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合、又は近県の原子力事業所において原子力災害が発生した場合は、人的被害の防止を第一とした放射性物質及び原子力災害対策を行います。

- 放射性物質等の漏えい、流出、発火等の災害が発生した場合は、直ちに本部（危機管理課）及びその他関係機関に緊急通報し、必要な応急措置、付近住民及び一般従業員の安全を守るための避難指示の発令及び警戒区域を設定します。

- 原子力災害情報を集約し、市民へ迅速かつ正確な情報伝達を行います。

- 県と連携した緊急時モニタリング体制の確保、緊急被ばく医療活動体制の確保を行います。

第7節 救急・救助・不明者捜索

（本部連絡室・健康福祉部・市民環境部・協働推進部・常備消防部・非常備消防部）

土砂崩れ、建物倒壊、屋内外落下物・倒壊物等が発生した場合は、迅速な救急・救助及び行方不明者の捜索を行います。

- 災害発生直後（発災後72時間をめやす）においては、生存者救出を最優先として、次に行方不明者（災害により現に行方不明の状態にある者で、かつ周囲の状況から既に死亡が推測される者も含む）の捜索を行います。
- 各救助隊・救急隊、消防団、自主防災組織、市民の連携により早期救出活動と重症患者の早期救命搬送を行います。
- 救命処置を必要とする者を最優先し、発生後72時間以内の対応完了に努めます。
- 災害時には、普段からの孤立予想に基づき、ただちに各地域支部、各地区支部と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認を行い、人的被害の状況が判明した場合には、早急な救助・救出活動を実施します。

第8節 緊急避難（本部連絡室・その他各部）

災害発生又はそのおそれがある場合は、人的被害を最小限にするため、関係機関と連携・協力して緊急避難誘導を行います。ただし、状況によって屋内での待避等の安全確保措置を考慮します。

市は、避難情報を発令するとともに、市民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努めます。避難誘導にあたっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めます。特に、台風や前線による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害の恐れがなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めます。

- 市民及び事業所等の施設管理者に対し、災害に関する情報の収集・把握に努め、危険であることを察知した場合は、市からの避難情報を待たずに、自らの判断で避難行動をとることを周知します。
- 市が把握した事故の発生情報や災害危険情報については、ホームページ等で公開します。
- 警戒を要する時期においては警戒情報を発信し、災害危険が高くなった場合は、避難指示の発令及び警戒区域を設定し、人的被害を出さないように努めます。
- 避難情報の発令にあたっては、国や気象台、県が発表する洪水予報等の情報や河川の水位、画像情報、浸水想定区域図等を基に、対象地域の適切な設定等に留意します。また、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行います。
- 避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯に高齢者等避難を発令するよう努めます。
- 避難行動要支援者の安否確認をし、適切に避難誘導を行います。また、社会福祉施設の設置者、管理者においては、あらかじめ定めた避難確保計画に従い、速やかに入所者の安全を確保し、避難にあたっては、できるだけ施設の近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努めるものとします。
- 危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めます。
- 災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難情報を行うための判断を災害の被災地近傍の地域支部等で行うなど、適時適切な避難誘導に努めます。
- 避難情報が発令された場合、安全な場所に移動する「立退き避難」を避難行動の基本としますが、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性のある支障を許容できると市民自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、市民へ周知徹底するよう努めます。

第9節 被災建築物等に対する安全対策（基盤整備部）

地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、次の安全対策を実施します。

【建築物】

■市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡します。併せて、被災者等への周知等、判定の実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施します。

【宅地等】

■市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施します。

第3章 応急復旧及び都市機能早期回復

第1節 道路交通対策・交通規制（本部連絡室・基盤整備部）

緊急通行車両の交通確保を第一とした道路交通対策や交通規制を行います。

- 緊急輸送道路指定路線については、最優先で交通支障箇所の有無を把握し、必要に応じて応急復旧を行い、通行の確保を行います。現地調査に当たっては、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図ります。
- 道路施設が破損又は決壊した場合は、必要に応じて、道路の通行禁止又は制限を行うとともに、信号機、標識の復旧措置等を行います。
- 災害発生と同時に、緊急通行車両の通行を最優先とする交通規制区域指定を行うとともに、市民に対しマイカー利用の自粛や相乗利用を要請します。
- 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行います。また、運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとします。
- 停電等による踏切遮断機の道路遮へいが発生した場合には、鉄道管理者との情報共有を図り、連携して早期の復旧措置に努めます。
- 孤立地域が発生している場合には、孤立地域に対する最低限の物流ルートを確認するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路を確保します。

第2節 道路・河川等障害物除去対策（産業経済部・基盤整備部）

道路における緊急通行車両の交通確保及び河川等の機能確保を第一とした道路・河川等障害物除去対策を行います。

- 緊急輸送道路に関しては、各道路管理者が協力・連携して、堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、通行確保を行います。
- 河川障害物の除去に関しては、各管理者が行いますが、緊急を要する場合は、市が関係団体・業者の協力を得て行います。

第3節 ライフライン施設対策（本部連絡室・財務部・産業経済部・基盤整備部）

学校、病院、避難所などの施設から優先的にライフライン施設の復旧を行います。また、広報やホームページ等を通じて、各施設の被災状況や復旧見込み等の必要な情報を提供します。

【上水道施設】

- 市は、上水道施設の復旧及び給水車による応急給水により施設の飲料水の早期供給に努めます。

【下水道施設】

- 市は、公共下水道・農業集落排水・コミュニティプラント各施設の早期復旧に努めます。

【電力施設】

- 電力会社は、電力の早期供給に努めます。
- 被害拡大の要因となる可能性がある場合は、消防・警察等の要請により被害甚大地域への供給停止措置をとります。
- 被災地域においては、必要に応じて、緊急電源を確保します。

【電話施設】

- 電気通信事業者は、災害の状況により、電話が集中し、つながりにくい状態が想定されない場合は、直後1～2時間は発信規制を行わず、防災機関への通報を確保します。
- 被災地域においては、必要に応じて、臨時公衆電話を設置します。

【情報通信施設】

- 電気通信事業者は、情報通信施設に被害が発生した場合は、市及び民間事業者等と連携して早期復旧に努めます。

【LPガス設備】

- LPガス会社は、LPガス設備に被害が発生した場合は、ガス漏れによる二次災害の防止等の安全確保を最重点とし、施設周辺の市民に対し、避難指示や警戒区域の設定等の避難対策に万全を尽くします。

第4節 文教関係施設等対策（健康福祉部・協働推進部・教育部）

甚大な被災地を優先して、学校施設・保育園や文化財等の応急対策を行います。

- 各施設管理者等は、災害危険に関する情報の把握や周知徹底に努め、危険であることを察知した場合は、自らの判断で園児・児童・生徒・職員の安全避難など必要な措置を行います。
- 学校施設等を避難所として開設する場合は、当該施設管理者に対して、その旨を連絡し、被災者の受入れ等に関する協力を要請します。

【学校施設・保育園等】

- 避難所開設後は、児童・生徒等の安全確保と、救援活動上の拠点施設としての必要な協力を最優先で実施します。
- 学校教職員が児童・生徒等のケア対策に専念するため、学校施設を活用できる状態に一刻も早く復するよう努めます。

【文化財】

- 万一火災が発生したときには、直ちに消防署に通報し、初期消火により火災の拡大防止に万全を期します。
- 文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合はその救助を優先して行います。

第5節 その他公共施設対策

（財務部・健康福祉部・協働推進部・産業経済部・基盤整備部・教育部）

その他公共施設（社会福祉施設、その他公共公益施設など）については、被害の程度や施設の活動拠点としての必要度を踏まえ、各施設の優先順位をつけて応急対策を行います。また、広報、市ホームページやあんしんメールを通じて、各施設の被災状況や復旧見込み等の必要な情報提供を行います。

【市の施設、社会福祉施設、観光施設、その他公共公益施設】

- 各施設管理者等は、災害危険に関する情報の把握や周知徹底に努め、危険であることを察知した場合は、自らの判断で利用者、職員の安全避難など必要な措置を行います。
- 各施設を避難所として開設する場合は、当該施設管理者に対して、その旨を連絡し、被災者の受入れ等に関する協力を要請します。

【鉄道施設】

- 災害発生のおそれがある場合は、運転規制又は運転中止の措置をとり、乗客の安全を確保します。
- 災害により列車や構造物等の鉄道施設が被災した場合は、乗客の生命・身体・財産を保護するため、安全避難や救護その他必要な措置を行うとともに、輸送業務の早期復旧を図ります。

第6節 防犯対策（本部連絡室）

被災地内の安全確保を第一とした防犯対策を行います。

- 関警察署は、被災地における犯罪の発生を未然に防止し、人心の安定を図るため、情報収集、視察内偵、指導取締、検挙活動等の防犯対策を実施します。
- 市及び市民・自主防災組織・地区防犯協会等は、警察署の行う防犯対策に対し協力します。

第7節 防疫・保健衛生対策（健康福祉部・市民環境部）

被災地の良好な衛生状態を維持するために防疫・保健衛生対策を行います。

- 避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講じます。
- 消毒、鼠属・昆虫類の駆除等の感染症予防措置やその他防疫上緊急を要する対策を最優先で実施します。
- 関係機関等と連携し、消毒・予防接種の実施を中心とした防疫活動、食品の衛生監視活動、健康診査・栄養指導・入浴機会の確保などの保健衛生対策を行います。

第8節 遺体の検視・検案及び埋火葬（健康福祉部・市民環境部）

遺体の検視・検案から埋火葬までの措置を行います。

- 遺体の検視・検案から火葬までの措置は、発災後7日間以内完了を目標として行います。

第9節 廃棄物等処理対策（健康福祉部・市民環境部）

被災地及び避難所、医療拠点施設、要配慮者救援施設等を最優先として、し尿やごみ・がれき等の廃棄物処理対策を行います。

【処理体制】

- 災害時におけるごみ又は、し尿を収集及び運搬するため、清掃班を編成します。なお、清掃班は、ごみ収集運搬班とし尿収集運搬班に区分して編成するものとします。

【し尿処理】

- 仮設トイレ、バキュームカーその他の収集用資機材並びに処理場等の確保については、収集業務委託業者の全面的な協力を得るとともに県を通じて広域的な応援体制により対処します。

【ごみ・がれき等処理】

- 腐敗性廃棄物（生ごみ）等、緊急に収集・処理すべきごみを最優先で収集します。
- 有害ごみの収集・処理は、排出源における分別と安全管理を徹底し、県・国の協力を得て行います。
- がれき等の災害廃棄物の処理については、可能な限り分別・減量・再利用を目指すとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行います。また、市民や事業者に対して災害廃棄物に関する情報をホームページで公開するなど周知に努めます。
- 放射能物質に汚染された廃棄物の処理に関する対策の検討を、国・県の協力を得て行います。
- 大規模災害時においては、必要と認められる場合には災害廃棄物の処理を国が代行します。
- ボランティア、NPOの支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPOと連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなど、効率的に災害廃棄物の搬出を行います。

第10節 大規模停電対策（市長公室・財務部・基盤整備部・その他各部）

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、給電設備を配備するなどの応急対策を実施します。

【広報】

市は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、市民等に役立つ次の情報を、ホームページやあんしんメール、SNS等により提供します。

また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮します。

- ① 停電及び停電に伴う災害の状況
- ② 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ③ 停電の復旧の見通し
- ④ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑤ 携帯電話等の充電可能な施設等の情報
- ⑥ その他必要な事項

【応急対策】

市は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施します。また、復旧計画等の情報共有を図ります。

【通信機器等の充電】

市は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を持つ避難者に対して、電源を提供できるよう努めます。

第 1 1 節 その他の対策（市民環境部・産業経済部・基盤整備部）

災害の状況に応じて、環境保全対策や農林業関係応急対策を行います。

【環境保全対策】

- 水道取水施設周辺の有害物質等取扱事業所及び燃料等貯蔵施設の破損による二次災害防止措置を最優先で行います。また、甚大な被災地及び主要工場・事業場に関する措置を優先して行います。
- 有害物質発生排出源における危険防止のための応急措置、市及び関係機関への早期通報、分別その他の安全管理措置等を行います。

【農林業関係応急対策】

- 農林畜産物被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農林産物・森林の病虫害や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除を図り、倒壊した立木による二次災害防止のための除去を行います。
- 被災した農林畜産物の生産、流通、加工施設や林道の速やかな復旧に努めます。

第 4 章 被災者救援

第 1 節 医療救護対策（健康福祉部）

医療救護要員・医療資機材・医薬品及び医療機関の確保及び供給体制の確立を最優先とした医療救護対策を行います。

- 中濃厚生病院、関中央病院への救急受入れ体制及び市外高度医療機関への救急後方搬送体制を迅速に確保します。
- 医療救護班出動や医薬品・医療用資機材供給体制を迅速に確保します。
- 関係機関等と連携・協力し、重症患者の選別、高度医療機関への搬送依頼、拠点救護所における医療救護サービスを行う地域医療拠点を設置します。
- 関係機関と連携し、市内医療機関から広域医療搬送拠点まで重症者の搬送を実施します。また、他県から重症者を受け入れる場合は、関係機関と調整の上、広域医療搬送拠点から県内医療機関までの重症者の搬送を実施します。
- 助産及び心のケア対策を適切に行います。

- 必要に応じて医療関係機関又は政府本部に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請します。

第2節 要配慮者の救援対策（協働推進部・健康福祉部）

要配慮者に対しては、災害時の情報提供、救護・救済対策等様々な場面においてきめ細やかな施策を行っていきます。

- 要配慮者の緊急避難についての支援は、施設入所・通所者の場合は、当該入所・通所施設職員が行い、また在宅者の場合は関係者等と協力・連携し行います。
- 要配慮者用の福祉避難所の設置・運営の強化を図ります。なお、福祉避難所等としての被災者の受入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先とします。
- 広報活動により、要配慮者の救援対策に対する理解・協力（ボランティア支援を含む）を求めよう努めます。
- 多言語によるインターネットなどを通じた正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努めます。
- 避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めます。
- 避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮します。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めます。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮します。

第3節 避難所開設・運営（協働推進部・健康福祉部・市民環境部・教育部）

市は、災害時に、必要に応じ、避難情報の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、運営を行います。

【避難場所・避難所の開設・運営】

- 避難所の開設準備や運営業務は各施設の管理者とあらかじめ定める避難所担当職員、応援職員、地区支部または地域支部が行います。また、開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認します。
- 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとします。
- 避難所が不足する場合には、民間施設の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するよう努めます。

<災害警戒・対策編>

- 指定避難所を開設した場合には、開設者は、速やかに地域住民に周知するとともに、災害警戒本部・災害対策本部をはじめ、県、県警察、自衛隊等関係機関に連絡します。
- 指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めます。
- 要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、ホテル・旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めます。
- ホームページやあんしんメール、SNS等の多様な手段を活用し、避難所の混雑状況を周知することで避難の円滑化に努めます。

【避難所の運営管理】

- 避難所運営マニュアルに従って運営管理されるよう指導します。
- 指定避難所の運営管理にあたっては、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めます。また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営管理に早期に移行できるように支援します。
- 避難生活の長期化による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化や心身の変化に対しては、迅速に対応し避難者の健康保持に努めます。また、プライバシーの確保にも配慮します。
- 指定避難所における感染症（新型コロナウイルス等）対策のため、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるほか、パーティション、簡易ベッド、消毒液、マスク等の配備に努めます。
- 指定避難所の感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、衛生環境の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めます。
- 関係保健所と連携し、自宅療養者の意向を踏まえて、必要に応じて避難所に関する情報を提供します。
- 必要に応じ、指定避難所における愛玩動物のためのスペースの確保に努めます。
- 女性や子ども、性的少数者等の避難者を想定したダイバーシティの視点に基づく防災対策について理解を深めるとともに外国人に対しても、関係機関等が連携する体制を整えます。

第4節 生活救援対策

(本部連絡室・財務部・健康福祉部・市民環境部・産業経済部・基盤整備部・教育部)

被災者の要望把握に努め、適切な生活救援対策を行います。また、各避難所の状況に応じた支援物資等の供給調整を行います。

なお、被災者へ生活必需品等を供給する際には、在宅避難者、親戚・知人宅等の指定避難所以外に避難した避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が供給されるよう努めます。

【応急給水】

- 消火用水の供給及び病院・福祉施設等の緊急給水を最優先で行います。

■拠点給水又は運搬給水については、実施方法を事前に明らかにして行います。

【食品供給】

■病院・福祉施設等における緊急食品供給要請に対する対応及び要配慮者に対する供給を最優先で行います。

■避難所を供給拠点として、炊出しや備蓄保存食品等の提供を行います。市において炊出し等食品の給与ができないときは、「災害時における炊き出し支援の要請書」により、県健康福祉部生活衛生課を通じて、（一社）岐阜県調理師連合会に支援を要請します。

【生活必需品等供給】

■病院・福祉施設等における緊急生活必需品供給要請に対する対応及び要配慮者に対する供給を最優先で行います。

■避難所を供給拠点として、一時的滞在のために最低限必要な身回品、また、生活の自力再建を支援するために必要な生活必需品の供給を行います。

【義援金配分、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付】

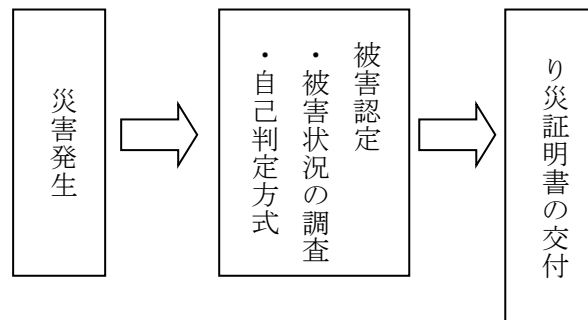
■義援金等配分・支給の実施スケジュールを迅速に作成します。

■避難所開設期間中に申請受付及び給付実施等の措置を行えるよう努めます。

【り災証明書発行】

■災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、被災者からの申請に基づき遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を迅速に交付します。

り災証明書の受付までの流れ



■調査台帳（り災世帯名簿）作成作業及び証明書発行事務を円滑に行うため、各室・部の各種被害調査結果を活用します。

■軽度の被害であれば写真を用いて半壊に至らない（一部損壊等）と判定する自己判定方式を用いることにより、被害調査を実施せずともり災証明書の交付ができるようにします。

■被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違いについて、被災者に明確に説明します。

【車中泊対策】

- やむを得ない理由で自家用車を利用し避難し、そこで避難生活をせざるを得ない「車中泊避難者」に対し、その状況の把握に努め、飲料水、食品、生活必需物資等の供給、エコノミークラス症候群の予防や被災者支援の情報提供等を行います。

【在宅避難者対策】

- 「在宅避難者」に対し、その状況の把握に努め、飲料水、食品、生活必需物資等の供給、避難者支援の情報提供等を行います。

【孤立地域対策】

- 道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立する地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資を空輸する等、状況に応じた輸送対策を実施します。

第5節 住宅対策（財務部・健康福祉部・産業経済部・基盤整備部）

応急仮設住宅の建設、応急修理・障害物の除去など、迅速に必要な措置を行います。なお、甚大な被災地及び要配慮者向けの措置を優先して住宅対策を行っていきます。

- 土砂・流木等住家に流入した障害物の除去を最優先で行います。
- 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理について、業界団体に協力を求めて実施していきます。
- 仮設住宅建設、公営住宅空き家の確保とあわせて民間賃貸住宅の供給を行います。
- 市で応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施していきます。
- 避難所生活の長期化が懸念される場合は、市内のホテル・旅館等の協力を得て、一時待機所として確保し、希望者に提供します。
- 被災した低所得世帯、生活保護世帯に対しては、住宅の補修にかかる資金の融資等の支援を、県と連携して行います。
- 災害により住宅を失い又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者に対しては、必要性の高い者から入所させるものとします。

【空き家等の措置】

- 空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行います。

第6節 愛玩動物等対策（市民環境部・教育部）

県、岐阜県獣医師会及び動物愛護ボランティア等関係団体と協力して、被災地における被災動物（愛玩動物）の保護収容などを行います。

【被災地域における動物の保護】

- 被災地域に残された動物の保護を行います。

【愛玩動物の適正な飼育体制の確保】

- 避難所における愛玩動物の飼育体制の確保に努めます。

【特定動物の逸走対策】

- 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼育施設から逸走した場合に必要な措置を講じます。

第7節 帰宅困難者対策（教育部・産業経済部）

通勤、通学、出張、買い物、旅行等の際における災害の発生による帰宅困難者の安否確認、被害情報の伝達、避難所への誘導、帰宅のための支援を行います。

- 徒歩帰宅に必要な物の装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認等の措置を講じます。
- 帰宅途中で救援が必要になった者、避難所への収容が必要になった者への救援対策、避難所対策を図ります。
- 企業、放送事業者、防災関係機関等からの情報収集により、帰宅困難者に対し、コンビニエンスストア等の支援が可能な場所の情報提供に努めます。

第8節 被災者に対する救助の程度、方法及び期間等

被災者に対する具体的な救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行令第3条により規定されている岐阜県災害救助法施行細則第3条の規定により必要な措置を講じます。

(S6-02-09)

災害復旧・復興編

被災した市民生活や企業活動の健全な回復に向け、復旧・復興に取り組んでいきます。

被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進します。併せて、高齢者、障がい者等の要配慮者の参画を促進します。

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めます。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合は、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用します。

災害復旧・復興対応の時間的变化

	第1章 被災者生活再建	第2章 市の復旧	第3章 復興計画
警戒対応	<災害警戒・対策編>		
災害発生			
即時対応 (1日以内)			
緊急対応 (2日目から 1週間程度)			
応急対応 (1ヶ月程度)			
復旧対応 (6ヶ月程度)	1 生活確保対策 2 住宅復旧 3 産業復旧	1 公共施設の災害復旧 2 災害復旧に伴う財政援助及び助成	
復興対応 (6ヶ月以降)			1 災害復興計画の策定

第1章 被災者生活再建

第1節 生活確保対策（本部連絡室・財務部・健康福祉部・市民環境部・産業経済部）

被災者の要望把握に努め、適切な生活確保対策を行います。なお、甚大な被災地及び要配慮者向けの措置を優先して生活確保対策を行っていきます。

【被災者台帳の作成】

- 必要に応じて、各被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めます。

【生活相談】

- 被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、関係機関と連携しその解決を図ります。
- 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、県や避難先の都道府県、市町村と協力し、必要な情報や支援・サービスの提供を行います。

【生活再建の支援】

- 行政による生活再建支援メニューや実施スケジュールは、迅速に作成・公表します。
- 都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するものとなっています。申請受付及び給付等については、関係機関等と連携・協力し、受給手続の簡略化に努めます。
- 被災者が自らに適した支援制度を活用して、生活再建に取り組むことができるよう支援します。

【租税の徴収猶予及び減免】

- 被災者に対する市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置を行います。

【働く場の確保】

- 被災者の雇用に関する相談体制の確保を県に対して要望します。
- 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施していきます。

【生活保護制度の活用】

- 生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対し、民生委員等と連絡を密にし、速やかに生活保護法（昭和25年法律第144号）を適用していきます。

第2節 住宅復旧（財務部・基盤整備部）

甚大な被災地及び要配慮者向けの措置を優先して住宅復旧を行います。

- 被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違いについて、被災者に明確に説明します。
- 補修により安全性を確保できるものについては、可能な限り補修するよう所有者等に協力を求めます。
- 災害公営住宅建設、既設公営住宅復旧とあわせて、民間賃貸住宅の供給を促し、迅速に住宅供給に努めます。
- 復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援します。また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供可能の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施していきます。

第3節 産業復旧（産業経済部）

被災した商工業、観光関係事業者、農林業従事者等の事業再建は、自力復旧を原則とします。

- あらかじめ商工会議所・商工会等と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めます。
- 被害の状況、再建に必要な資金需要等の把握に努め、被害の規模に応じた措置を県や関係機関と連携し講じていきます。
- 関係機関等に自力復旧支援のための助成、融資制度の拡充・創設及び融資条件の拡充・緩和を要望します。
- 信用保証料補助、利子補給、補助金等の制度支援を行うよう努めるとともに、被災者向け食品、生活必需品の供給や応急資材・物資の調達等を通じて、復旧を支援します。

第2章 市の復旧

第1節 公共施設の災害復旧（財務部・その他各部）

被災した公共施設は、原形復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設及び改良による災害復旧を行います。

- 臨時的措置を講じたのち、被害の原因、状況その他の条件を十分検討し、復旧の程度、緊急度等を考慮して実情にあった復旧計画を立てます。
- 公共施設の災害復旧を迅速に行うことができるよう、災害の状況を調査し、激甚災害の指定が早期に受けられるように努めます。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成（財務部）

災害復旧事業費は、法律に基づき財政援助されます。

- 災害復旧事業費の決定は、知事、市長等の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されます。
- 法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、あるいは補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するため特別の財政援助等に関する法律に基づき援助されます。

【激甚災害指定】

- 著しく激甚である災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による激甚災害の指定が早期に受けられるよう措置します。

第3章 復興計画

第1節 災害復興計画の策定（本部連絡室・基盤整備部）

市民の生活や企業の活動等の健全な回復のため、災害復興計画を策定し、計画に基づいて災害復興事業を推進していきます。

- 被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市や地域産業の構造等をよりよいものに改変する事業と位置付けて計画を策定します。
- 災害復興を効果的に実施するため、被災後速やかに復興計画を策定し、十分な協議を尽くして合意形成を図っていきます。